

平成29年10月22日執行

衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

結果調

逗子市選挙管理委員会

は し が き

第 48 回衆議院議員総選挙は、平成 29 年 9 月 28 日の臨時国会冒頭での解散により、10 月 10 日に公示され、第 24 回最高裁判所裁判官国民審査と同時に 10 月 22 日に執行されました。

平成 26 年 12 月 14 日に執行されて以来、およそ 2 年 10 か月ぶりとなった本選挙は、選挙権年齢が 18 歳以上に引き上げられてから初めての総選挙となり、また定数の削減、小選挙区の区割り見直し等が行われました。

投票日当日に台風 21 号の接近による悪天候が予想されたため、期日前投票者数が前回比 1.55 倍、投票者総数に占める割合は約 45.7%と極めて高い数となりました。それに対し、投票日当日は天候の影響もあってか、投票者数は伸びず結果として全体投票率は、59.32%と前回比 0.67%と微増にとどまりました。18 歳 19 歳の投票率は、52.93%と前年の参議院議員通常選挙との比較で 6.98%減、20 歳代の投票率も依然として低く、若年層の投票率向上に向け課題を残す結果となりました。

解散から公示まで 12 日間、投票まで 24 日間と短い期間での、非常に慌ただしい選挙準備となりました今回の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の結果をここに収録し、今後の参考資料とすべく、本結果調を作成しました。関係各位のご理解・ご協力により選挙事務が無事終了できましたことについて、心からお礼申し上げます。

平成 30 年 7 月

逗子市選挙管理委員会

有権者数等

世帯数	人 口			選挙当日有権者数			一世帯当 たりの 有権者数
	男	女	計	男	女	計	
24,520	26,840	30,599	57,439	23,558	27,236	50,794	2.07

(注) 世帯数及び人口は平成29年10月1日現在による。

在外選挙人名簿登録者(男47人、女82人)は含まれていない。

天候

当日の天気	雨
-------	---



1	日 程 表	
(1)	事務日程表	1
2	投票結果に関する調	
(1)	選挙当日の有権者数調	7
(2)	有権者数、投票者数及び投票率調	7
(3)	投票者に関する調	7
(4)	時刻別投票状況調(衆議院小選挙区選出)	9
(5)	投票区別投票者数及び投票率調	10
(6)	仮投票に関する調	12
(7)	代理投票及び点字投票調	12
(8)	期日前投票・不在者投票の受理・不受理に関する調	12
(9)	期日前投票・不在者投票の事由に関する調	13
	ア 衆議院小選挙区選出	13
	イ 衆議院比例代表選出	14
	ウ 最高裁判所国民審査	15
(10)	不在者投票管理者別不在者投票に関する調	15
3	投票所に関する調	
(1)	投票所に使用した施設に関する調	16
(2)	投票所一覧表	16
(3)	投票箱送致に関する調	16
4	候補者及び審査に付された裁判官に関する調	
(1)	候補者数及び定数調	17
(2)	候補者の住所・氏名等に関する調(衆議院小選挙区選出)	17
(3)	審査に付された裁判官の住所・氏名等に関する調	18

5	当選人等に関する調	
(1)	投票総数、有効投票及び無効投票に関する調	1 9
(2)	有効及び無効投票に関する調	1 9
	ア 衆議院小選挙区選出	1 9
	イ 衆議院比例代表選出	2 0
	ウ 最高裁判所国民審査	2 1
(3)	候補者別得票数に関する調	2 2
	ア 衆議院小選挙区選出	2 2
	イ 衆議院比例代表選出	2 2
(4)	最高裁判所国民審査結果に関する調	2 2
6	選挙公営に関する調	
(1)	個人演説会に関する調	2 3
	ア 会場数に関する調	2 3
	イ 会場使用度数に関する調	2 3
(2)	ポスター掲示場の数に関する調	2 3
(3)	ポスター掲示場設置場所一覧表	2 4
7	選挙の管理及び執行関係者調	
(1)	選挙管理委員に関する調	2 7
(2)	開票管理者及び同職務代理者に関する調(衆議院小選挙区選出)	2 7
(3)	投票管理者及び同職務代理者に関する調	2 8
(4)	立会人に関する調	2 8
(5)	投票立会人一覧表	2 9
(6)	開票立会人一覧表	2 9
	ア 衆議院小選挙区選出	2 9
	イ 衆議院比例代表選出	3 0
(7)	投票管理者及び投票所事務従事者に関する調	3 0
(8)	開票管理者及び開票所事務従事者に関する調	3 0
(9)	選挙管理委員会事務局職員調	3 0
8	参考資料	
(1)	有権者の推移	3 1
(2)	衆議院議員総選挙投票率の推移	3 3
(3)	選挙公報	

1 日 程 表

選挙期日 前(後)	月日	曜	処 理 事 項	関係法令
～26	～9/26	火	<p>○事務局事前調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議室、市民ホール、公用車、懸垂幕掲示場使用の調整・依頼 ・ 投票・開票所設置予定施設へ連絡 ・ 資器材点検・準備 ・ ポスター掲示場設置依頼書作成・提出 ・ ポスター掲示場設置予定場所一覧表・図面提出（県） ・ 個人演説会施設使用予定表提出依頼 ・ 投票管理者・投票立会人選任準備（期日前投票含む） ・ 投票・開票事務従事者の選任準備 ・ 予算資料作成 ・ 委託業務等仕様書作成・見積取得 ①投・開票所設営・撤去②投・開票所事務③選挙公報等配布 ④ポスター掲示場設置・撤去⑤選挙人名簿等電算処理⑥交付機・計数機等点検⑦携帯電話賃借⑧タクシー借上げ ⑨備品購入 ・ 庁内選挙協力依頼（事務局長） ・ 啓発用物品等発注準備 ・ 窓口啓発物（三角柱）作成準備 ・ 投開票事務提要及び投票事務注意事項原稿作成 	
25	9/27	水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙時登録用選挙人名簿等データ作成準備 ・ 二重登録者通知発送 	
24	9/28	木	<p>（衆議院解散）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期日閣議決定 <p>臨時委員会の開催</p> <p>議 案</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）在外選挙人名簿に登録する者を定めること （2）登録の移し替えの延期を定めること （3）投票所を定めること （4）投票管理者及び同職務代理者を選任すること （5）期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を選任 （6）期日前投票所を定めること （7）期日前投票所の投票立会人を選任すること （8）開票管理者及び同職務代理者を選任すること （9）開票の日時及び場所を定めること （10）開票立会人のくじを行う日時及び場所を定めること （11）不在者投票用紙等の公示日前郵送開始日を定めること （12）帰国した在外選挙人に係る期日前投票所を定めること （13）候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじの日時及び場所を定めること 	<p>法38</p> <p>法30の6-1</p> <p>法39</p> <p>法37-2, 令24-1</p> <p>法37, 48の2-2</p> <p>法48の2-2</p> <p>法38, 48の2-2</p> <p>法61-2, 令67-1</p> <p>法63, 65</p> <p>法62-2</p> <p>令53-1, 59の4-4</p> <p>令65の13</p> <p>法175</p>

選挙期日 前(後)	月日	曜	処 理 事 項	関係法令
24	9/28	木	(14) ポスター掲示場の様式を定めること (15) ポスター掲示場の表示・注意欄の下に接する区画を選挙啓発のために使用すること (16) ポスター掲示場の掲示区画の数を定めること (17) ポスター掲示場を設置する場所を定めること 告 示 (1) 登録の移し替え延期 ・ 庁内選挙協力依頼 決 裁 (1) 不在者投票を行う場所について	執規10の2-1 規程10の2 執規10の2-2 法144の2-1 令17
23	9/29	金	報 告 (1) 期日前投票所等所在地 (2) 投開票所設置見込場所 (3) 投開票処理予定	
21	10/1	日	・ 市区町村選挙係長会議 (県)	
20	10/2	月	・ 関係機関との協議準備 (警察・郵便局)	
19	10/3	火	定例委員会の開催 議 案 (1) 選挙人名簿登録者の抹消について (2) 投票立会人を定めること ・ 第1次物品受領 (期日前・不在者投票用紙等) ・ 在外投票用紙等受領 ・ 啓発チラシ作成	法28 法38-1, 4
18	10/4	水	・ ポスター掲示場設置場所一覧表・函面便宜供与開始 ・ 関係機関との協議 (郵便局) ・ 職員組合との協議 ・ 選挙人名簿抄本等納品	
17	10/5	木	・ 委員長・書記長会議 (県) ・ ポスター掲示場設置開始	
16	10/6	金	・ 関係機関との協議 (警察) ・ 投開票事務従事者委嘱 ・ 投票所整理券納品	
14	10/8	日	・ 第2次物品受領 (期日前用投票用紙等) ・ 選挙時登録及び公示日準備	

選挙期日 前(後)	月日	曜	処 理 事 項	関係法令
13	10/9	月	選挙時登録基準日・登録日 臨時委員会の開催 議 案 (1) 選挙人名簿登録者の抹消について (2) 選挙人名簿に登録する者を定めること 告 示 (1) ポスター掲示場設置場所 (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (3) 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (4) 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 報 告 (1) 選挙人名簿・在外選挙人名簿登録者数(県選管へ) ・選挙時登録用データインストール ・期日前不在者投票所設営 ・不在者投票用紙等事前発送開始 ・啓発チラシ各戸配布開始	法28 法22-2 法144の2-4 自治法74-1 自治法76-1 合併特例法4-11 令22-1
12	10/10	火	衆議院議員総選挙公示・最高裁判所裁判官国民審査告示 告 示 (1) 投票所 (2) 期日前投票所 (3) 不在者投票場所 (4) 投票管理者及び同職務代理者選任 (5) 期日前投票管理者及び同職務代理者選任 (6) 開票の日時・場所 (7) 開票管理者及び同職務代理者選任 (8) 開票立会人くじ施行日時・場所 (9) 候補者の氏名等掲示順序のくじ施行日時・場所 (10) 帰国した在外選挙人に係る期日前投票所 (11) 指定在外選挙人投票場所 諸届出の受理 (1) 選挙事務所設置(異動)届 (2) 開票立会人となるべき者の届出 (3) 個人演説会開催申出 通 知 (1) 候補者届出(投・開票管理者へ) (2) 投票立会人選任・参会等(投票管理者へ) (3) 裁判官氏名等の届出(投・開票管理者へ)	法31-3、審査法5 法41-1 法41-1、48の2-2 令25 令68 法64 令68 法62-6 執規57 令65の13 令65の13 法130-2 法62 法163、令112 令92-2 令27 審査令2-3

選挙期日 前(後)	月日	曜	処 理 事 項	関係法令
12	10/10	火	<p>報 告</p> <p>(1) 選挙人名簿・在外選挙人名簿登録者数(県選管へ)</p> <p>(2) 投票管理者及び同職務代理者選任(開票管理者へ)</p> <p>(3) 開票管理者及び同職務代理者選任(選挙長・選挙分会 長・審査分会長、投票管理者へ)</p> <p>(4) 投票所(投・開票管理者へ)</p> <p>(5) 投票の順序(投票管理者へ)</p> <p>(6) 開票の日時・場所(選挙長・選挙分会長・審査分会長、 投・開票管理者へ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・候補者届出状況の受信 ・投票所内の政党名掲示記載順序の通知受理(比例代表) ・候補者の氏名等の掲示順序のくじ施行(小選挙区) ・裁判官氏名掲示受領 ・選挙人名簿・在外選挙人名簿閲覧等中止(公示日～ 期日後5日) ・選挙人名簿・在外選挙人名簿異議申出決定期限 ・投票所整理券郵便局へ引渡し ・啓発用懸垂幕掲出開始 	<p>令22-1</p> <p>法175-3</p> <p>法28の2-1</p> <p>法24-1-2, 法30の 8-1-2</p>
11	10/11	水	<ul style="list-style-type: none"> ・期日前不在者投票開始 ・在外投票開始 ・期日前不在者投票所氏名掲示等掲示開始 ・候補者氏名等掲示印刷納品 ・不在者投票情報の受付システムへの入力開始 	<p>法49</p> <p>法49の2</p>
10	10/12	木	<ul style="list-style-type: none"> ・公営施設個人演説会開始 ・投票用紙読取分類機、計数機点検 ・広報車による市内啓発開始 	法163
9	10/13	金	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙人名簿異議申出決定期限 	法24-2, 30の8-2
8	10/14	土	<ul style="list-style-type: none"> ・開票所持込物品・必要書類等準備 	
7	10/15	日	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙公報・審査公報受領(10/20配布期限) 	法170-1
6	10/16	月	<ul style="list-style-type: none"> ・投開票事務説明会(選挙事務従事者) ・選挙公報・審査公報配布開始 	法170-1, 審査令28
5	10/17	火	<ul style="list-style-type: none"> ・投・開票速報リハーサル(県) 	
4	10/18	水	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便等による不在者投票用紙等請求期限 ・郵便等による在外投票用紙等請求期限 ・当日用投票用紙、点字候補者名簿等受領 ・各投票所用投票用紙仕訳 	<p>令51の4-1, 審査令13</p> <p>令65の11-1</p>

選挙期日 前(後)	月日	曜	処 理 事 項	関係法令
3	10/19	木	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭一斉啓発 ・政党名等掲示受領 ・開票立会人選任届出最終日 通 知 (1) 開票立会人選任及び参会通知(開票立会人へ) (2) 開票立会人の氏名等について通知(開票管理者へ)	法62-1 法62-8 令70の2
2	10/20	金	<ul style="list-style-type: none"> ・投・開票速報送信テスト ・選挙公報等配布期限 ・死亡者・失権者・不在者投票者等受付システム入力確認 ・投・開票所資器材引渡し(設営業者) 	法170-1
1	10/21	土	<ul style="list-style-type: none"> ・期日前不在者投票最終日 ・投票所設営完了 ・第2,3投票所入口表示看板設置 ・投票記載場所の氏名及び政党名称等掲示完了 ・開票所設営完了 ・投票所から300m以内の選挙事務所の閉鎖確認(選挙事務所異動(廃止)届の受理) ・投票受付システム不在者投票等最終入力作業 ・投票所整理券未着者確認・整理 ・ポスター掲示場設置場所最終巡視 ・投・開票速報送信テスト ・当日有権者概数調の作成 ・広報車による投票啓発 	法48の2 法175-1 法132
0	10/22	日	選挙期日 臨時委員会の開催 議 案 (1) 選挙人名簿登録者の抹消について 投 票 <ul style="list-style-type: none"> ・投票用紙の送付(投票管理者) ・不在者投票の送致(第1投票区投票管理者) ・在外投票の送致(第1投票区投票管理者) ・投票所巡視(選挙管理委員会委員) ・投票状況の速報・発表 ・投票箱等の受領(投票箱・鍵、選挙人名簿抄本、送付書) ・投票録受領 ・広報車による投票啓発 開 票 <ul style="list-style-type: none"> ・開票状況の速報・発表 ・開票録の作成 	法28 令60,61 令65の12 法55 法65,66 法70

選挙期日 前(後)	月日	曜	処 理 事 項	関係法令
0	10/22	日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2, 3 投票所入口表示看板撤去 ・啓発用懸垂幕撤去 	
-1	10/23	月	<ul style="list-style-type: none"> ・開票結果報告(小選挙区-選挙長、比例代表-選挙分会長、国民審査-審査分会長) ・選挙人名簿登録の移替え開始 ・ポスター、プラカード等掲示禁止立札撤去 ・投票所資器材撤収 ・ポスター掲示場撤去 ・開票所撤収 ・在外選挙人名簿の登録再開 	法66-3、令74 審査法21 令17 法30の6
-8	10/30	月	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙人名簿、在外選挙人名簿の閲覧開始 	法28の2
-30	11/21	火	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙訴訟提起期限 	法204
-33	11/24	金	<ul style="list-style-type: none"> ・当選訴訟提起期限 	法208

凡 例

法	公職選挙法
令	公職選挙法施行令
自治法	地方自治法
合併特例法	市町村の合併の特例に関する法律
審査法	最高裁判所裁判官国民審査法
審査令	最高裁判所裁判官国民審査法施行令
執規	神奈川県公職選挙法令執行規程

2 投票結果に関する調

(1) 選挙当日の有権者数調

区分 性別	当該選挙に使用された選挙人名簿の抄本に記載されている者の数	補正登録者数（登録の移替えによる者を含む）	抹消された者（登録の移替えによる者を含む）の数	選挙人名簿登録者数	失権者の数	選挙当日の有権者数
男	23,646	0	79	23,567	9	23,558
女	27,327	0	90	27,237	1	27,236
計	50,973	0	169	50,804	10	50,794

(在外選挙人を除く)

(2) 有権者数、投票者数及び投票率調

選挙別	区分	性別	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率(%)
衆議院 小選挙区選出		男	23,605	14,338	9,267	60.74
		女	27,318	15,869	11,449	58.09
		計	50,923	30,207	20,716	59.32
衆議院 比例代表選出		男	23,605	14,338	9,267	60.74
		女	27,318	15,869	11,449	58.09
		計	50,923	30,207	20,716	59.32
最高裁判所 国民審査		男	23,558	14,296	9,262	60.68
		女	27,236	15,829	11,407	58.12
		計	50,794	30,125	20,669	59.31

(3) 投票者に関する調

選挙別	区分	投票者数	一般投票				期日前投票			
			点字投票	代理投票	その他	計	点字投票	代理投票	その他	計
衆議院 小選挙区選出		30,207	0	6	16,302	16,308	2	15	13,666	13,683
衆議院 比例代表選出		30,207	0	6	16,302	16,308	2	15	13,666	13,683
最高裁判所 国民審査		30,125	0	6	16,247	16,253	2	13	13,642	13,657

不在者投票					
点字投票	代理投票	郵便投票	その他	計	
0	0	5	211	216	
0	0	5	211	216	
0	0	5	210	215	

みんなで投票。みんなで参加。
あなたの一票大切に



(4) 時刻別投票状況調 (衆議院小選挙区選出)

時刻別 性別	男		女		計	
	投票者数	投票率(%)	投票者数	投票率(%)	投票者数	投票率(%)
9 時 現 在	7,036	29.81	8,526	31.21	15,562	30.56
1 0 時 現 在	8,065	34.17	9,496	34.76	17,561	34.49
1 1 時 現 在	9,216	39.04	10,672	39.07	19,888	39.06
1 4 時 現 在	11,577	49.04	13,121	48.03	24,698	48.50
1 6 時 現 在	12,695	53.78	14,244	52.14	26,939	52.90
1 8 時 現 在	13,695	58.02	15,258	55.85	28,953	56.86
19 時 30 分 時 現 在	14,100	59.73	15,649	57.28	29,749	58.42
2 0 時 現 在	14,234	60.30	15,757	57.68	29,991	58.89
不 在 者 投 票	104	—	112	—	216	—
確 定	14,338	60.74	15,869	58.09	30,207	59.32

(5) 投票区別投票者数及び投票率調

投票区	投票所名称	選挙別	選挙当日有権者数			投票者数			投票率 (%)
			男	女	計	男	女	計	計
1	逗子市役所	衆議院小選挙区選出	2,912	3,428	6,340	880	867	1,747	27.56
		衆議院比例代表選出	2,912	3,428	6,340	880	867	1,747	27.56
		最高裁判所国民審査	2,912	3,428	6,340	879	867	1,746	30.93
2	逗子小学校特別活動室	衆議院小選挙区選出	2,118	2,435	4,553	673	654	1,327	29.15
		衆議院比例代表選出	2,118	2,435	4,553	673	654	1,327	29.15
		最高裁判所国民審査	2,118	2,435	4,553	669	651	1,320	28.99
3	逗子市福祉会館	衆議院小選挙区選出	1,756	1,989	3,745	550	495	1,045	27.90
		衆議院比例代表選出	1,756	1,989	3,745	550	494	1,044	27.88
		最高裁判所国民審査	1,756	1,989	3,745	550	494	1,044	27.88
4	沼間小学校会議室	衆議院小選挙区選出	2,006	2,374	4,380	746	808	1,554	35.48
		衆議院比例代表選出	2,006	2,374	4,380	746	808	1,554	35.48
		最高裁判所国民審査	2,006	2,374	4,380	746	808	1,554	35.48
5	沼間小学校区コミュニティセンター	衆議院小選挙区選出	2,132	2,395	4,527	875	848	1,723	38.06
		衆議院比例代表選出	2,132	2,395	4,527	875	848	1,723	38.06
		最高裁判所国民審査	2,132	2,395	4,527	874	848	1,722	38.04
6	逗子市立湘南保育園	衆議院小選挙区選出	1,027	1,245	2,272	404	369	773	34.02
		衆議院比例代表選出	1,027	1,245	2,272	404	369	773	34.02
		最高裁判所国民審査	1,027	1,245	2,272	403	369	772	33.98
7	池子小学校会議室	衆議院小選挙区選出	1,451	1,659	3,110	528	487	1,015	32.64
		衆議院比例代表選出	1,451	1,659	3,110	528	487	1,015	32.64
		最高裁判所国民審査	1,451	1,659	3,110	528	487	1,015	32.64
8	久木小学校会議室	衆議院小選挙区選出	2,279	2,549	4,828	822	854	1,676	34.71
		衆議院比例代表選出	2,279	2,549	4,828	822	854	1,676	34.71
		最高裁判所国民審査	2,279	2,549	4,828	822	854	1,676	34.71

9	逗子ハイランド 自治会館	衆議院小選挙区選出	1,374	1,703	3,077	665	709	1,374	44.65
		衆議院比例代表選出	1,374	1,703	3,077	665	708	1,373	44.62
		最高裁判所国民審査	1,374	1,703	3,077	662	706	1,368	44.46
10	小坪大谷戸会館	衆議院小選挙区選出	1,959	2,206	4,165	628	567	1,195	28.69
		衆議院比例代表選出	1,959	2,206	4,165	628	567	1,195	28.69
		最高裁判所国民審査	1,959	2,206	4,165	628	567	1,195	28.69
11	小坪小学校会議室	衆議院小選挙区選出	2,342	2,689	5,031	717	632	1,349	26.81
		衆議院比例代表選出	2,342	2,689	5,031	717	632	1,349	26.81
		最高裁判所国民審査	2,342	2,689	5,031	715	632	1,347	26.77
12	新宿会館	衆議院小選挙区選出	2,202	2,564	4,766	740	758	1,498	31.43
		衆議院比例代表選出	2,202	2,564	4,766	740	758	1,498	31.43
		最高裁判所国民審査	2,202	2,564	4,766	736	758	1,494	31.35
期 日 前 投 票		衆議院小選挙区選出	—	—	—	5,994	7,689	13,683	26.94
		衆議院比例代表選出	—	—	—	5,994	7,689	13,683	26.94
		最高裁判所国民審査	—	—	—	5,981	7,676	13,657	26.89
小 計		衆議院小選挙区選出	23,558	27,236	50,794	14,326	15,849	30,175	59.41
		衆議院比例代表選出	23,558	27,236	50,794	14,326	15,847	30,173	59.40
		最高裁判所国民審査	23,558	27,236	50,794	14,296	15,829	30,125	59.31
1	逗子市役所 (在外投票分)	衆議院小選挙区選出	47	82	129	12	20	32	25.53
		衆議院比例代表選出	47	82	129	12	22	34	26.36
合 計		衆議院小選挙区選出	23,605	27,318	50,923	14,338	15,869	30,207	59.32
		衆議院比例代表選出	23,605	27,318	50,923	14,338	15,869	30,207	59.32
		最高裁判所国民審査	23,558	27,236	50,794	14,296	15,829	30,125	59.31

(6) 仮投票に関する調

区分 選挙別	総数	事由による内訳		受理・不受理による内訳	
		投票の拒否の決定を受けた選挙人において不服がある場合	投票立会人において異議のある場合	受理したもの	受理しなかったもの
衆議院 小選挙区選出	0	0	0	0	0
衆議院 比例代表選出	0	0	0	0	0
最高裁判所 国民審査	0	0	0	0	0

(7) 代理投票及び点字投票調

区分 選挙別	代理投票	点字投票		
		総数	有効	無効
衆議院 小選挙区選出	21	2	2	0
衆議院 比例代表選出	21	2	2	0
最高裁判所 国民審査	19	2	2	0

(8) 期日前投票・不在者投票の受理・不受理に関する調

区分 選挙別	投票管理者において受理と決定し、かつ、拒否の決定をしなかったもの	投票管理者において不受理または拒否と決定したもの			合計
		開票管理者において受理と決定したもの	開票管理者において不受理と決定したもの	計	
衆議院 小選挙区選出	13,899	0	0	0	13,899
衆議院 比例代表選出	13,899	0	0	0	13,899
最高裁判所 国民審査	13,872	0	0	0	13,872

(9) 期日前投票・不在者投票の事由に関する調
ア 衆議院小選挙区選出

事由別	投票用紙の請求			交 付				投 票				
	直接	郵便	合計	直接	郵便	交 付 拒 し も 交 を 否 た の	合計	投 票 し た 者 (A)	投 票 し な い 者	計	船員で指 定市町村 から交付 を受けた 投票した 者 (B)	合計 (A)+(B)
法第48条の2 第1項 第1号該当	4,497	0	4,497	4,497	0	0	4,497	4,497	0	4,497	0	4,497
法第48条の2 第1項 第2号該当	6,314	0	6,314	6,314	0	0	6,314	6,314	0	6,314	0	6,314
法第48条の2 第1項 第3号該当	409	0	409	409	0	0	409	409	0	409	0	409
法第48条の2 第1項 第5号該当	250	0	250	250	0	0	250	250	0	250	0	250
法第48条の2 第1項 第6号該当	2,213	0	2,213	2,213	0	0	2,213	2,213	0	2,213	0	2,213
法第49条第1項 該	43	205	248	16	232	0	248	211	37	248	0	211
法第49条第2項 該	0	5	5	0	5	0	5	5	0	5	0	5
法第49条第3項 該	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第49条第4項 該	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第49条第7項 該	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	13,726	210	13,936	13,699	237	0	13,936	13,899	37	13,936	0	13,899

イ 衆議院比例代表選出

事由別	投票用紙の請求			交 付				投 票				
	直接	郵便	合計	直接	郵便	交 を 否 た の 付 拒 し も	合計	投 票 し た 者 (A)	投 票 な い 者	計	船員で指 定市町村 から交付 をうけて 投票した 者 (B)	合計 (A)+(B)
法第 48 条の 2 第 1 項 第 1 号 該 当	4,497	0	4,497	4,497	0	0	4,497	4,497	0	4,497	0	4,497
法第 48 条の 2 第 1 項 第 2 号 該 当	6,314	0	6,314	6,314	0	0	6,314	6,314	0	6,314	0	6,314
法第 48 条 2 第 1 項 第 3 号 該 当	409	0	409	409	0	0	409	409	0	409	0	409
法第 48 条の 2 第 1 項 第 5 号 該 当	250	0	250	250	0	0	250	250	0	250	0	250
法第 48 条の 2 第 1 項 第 6 号 該 当	2,213	0	2,213	2,213	0	0	2,213	2,213	0	2,213	0	2,213
法第 49 条第 1 項 該 当	43	205	248	16	232	0	248	211	37	248	0	211
法第 49 条第 2 項 該 当	0	5	5	0	5	0	5	5	0	5	0	5
法第 49 条第 3 項 該 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第 49 条第 4 項 該 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第 49 条第 7 項 該 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	13,726	210	13,936	13,699	237	0	13,936	13,899	37	13,936	0	13,899

ウ 最高裁判所国民審査

事由別	投票用紙の請求			交 付				投 票				
	直接	郵便	合計	直接	郵便	交を拒否したものの	合計	投票した者(A)	投票しない者	計	船員で指定市町村から交付を受けた投票した者(B)	合計(A)+(B)
法第48条の2第1項第1号該当	4,488	0	4,488	4,488	0	0	4,488	4,488	0	4,488	0	4,488
法第48条の2第1項第2号該当	6,299	0	6,299	6,299	0	0	6,299	6,299	0	6,299	0	6,299
法第48条第2第1項第3号該当	409	0	409	409	0	0	409	409	0	409	0	409
法第48条の2第1項第5号該当	250	0	250	250	0	0	250	250	0	250	0	250
法第48条の2第1項第6号該当	2,211	0	2,211	2,211	0	0	2,211	2,211	0	2,211	0	2,211
法第49条第1項該	43	205	248	16	232	0	248	210	38	248	0	210
法第49条第2項該	0	5	5	0	5	0	5	5	0	5	0	5
法第49条第3項該	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第49条第4項該	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第49条第7項該	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	13,726	210	13,936	13,699	237	0	13,936	13,872	38	13,910	0	13,872

(10) 不在者投票管理者別不在者投票に関する調

区分 選挙別	選挙人の属する市の選管委員長に対してなしたものの	業務地又は旅行地の市町村の選管委員長に対してなしたものの	船長に対してなしたものの	病院院長・老人ホームの長・国立保養所長・援護施設又は保護施設の長に対してなしたものの	刑事施設の長又は留置施設の留置業者の業務管理者に対してなしたものの	特定国外派遣組織の長に対してなしたものの	合 計
衆議院小選挙区選出	0	69	3	139	0	0	211
衆議院比例代表選出	0	69	3	139	0	0	211
最高裁判所国民審査	0	69	3	138	0	0	210

(注) この表には、法第49条第2項(郵便投票)該当者は含まれていない。

3 投票所に関する調

(1) 投票所に使用した施設に関する調

投票所数	内 訳				借上料を要した 投票所数
	市 役 所	学 校	公 会 堂	そ の 他	
12	1	5	0	6	3

(2) 投票所一覧表

投票区	投票所建物名称	所 在 地
第1投票区	逗子市役所	逗子市逗子5丁目2番16号
第2投票区	逗子小学校特別活動室	逗子市逗子4丁目2番45号
第3投票区	逗子市福社会館	逗子市桜山5丁目32番1号
第4投票区	沼間小学校会議室	逗子市沼間1丁目7番18号
第5投票区	沼間小学校区コミュニティセンター	逗子市沼間3丁目16番32号
第6投票区	逗子市立湘南保育園	逗子市池子2丁目11番9号
第7投票区	池子小学校会議室	逗子市池子3丁目9番1号
第8投票区	久木小学校会議室	逗子市久木2丁目1番1号
第9投票区	逗子ハイランド自治会館	逗子市久木8丁目8番90号
第10投票区	小坪大谷戸会館	逗子市新宿4丁目15番26号
第11投票区	小坪小学校会議室	逗子市小坪3丁目6番1号
第12投票区	新宿会館	逗子市新宿2丁目2番24号

(3) 投票箱送致に関する調

選 挙 別	投 票 日 の 当 日 開票所に到着したもの	投 票 日 の 翌 日 開票所に到着したもの	合 計
衆議院 小選挙区選出	13	0	13
衆議院 比例代表選出	13	0	13
最高裁判所 国民審査	13	0	13

4 候補者及び審査に付された裁判官 に関する調

(1) 候補者数及び定数調

選挙別	区分	候補者数	定数	競争率
衆議院 小選挙区選出		4	(神奈川県 4区) 1	4
衆議院 比例代表選出		(名簿届出政党等) 8	(南関東) 22	—

(2) 候補者の住所・氏名等に関する調（衆議院小選挙区選出）

届出受理番号	届出年月日	届出の別	候補者届出 政党の名称	ふりがな 候補者の氏名	性別	本籍	住所	生年月日 (満歳)	職業	新・前・元の別
1	平成 29 年 10 月 10 日	政党	自由民主党	やまもと 山本ともひろ (山本 朋広)	男	京都府	神奈川県 鎌倉市大船 6 丁目 8 番 9-707 号	昭和 50 年 6 月 20 日 (満 42 歳)	防衛大臣	前
2	平成 29 年 10 月 10 日	政党	立憲民主党	わせだ 早稲田 ゆき (早稲田 夕季)	女	神奈川県	神奈川県 鎌倉市雪ノ 下 2 丁目 12 番 10 号	昭和 33 年 12 月 6 日 (満 58 歳)	政党員	新
3	平成 29 年 10 月 10 日	本人	(無所属)	あさお けいいちろう 浅尾 慶一郎 (浅尾 慶一郎)	男	東京都	神奈川県 鎌倉市植木 370 番地 1 ルネ鎌倉植木 309	昭和 39 年 2 月 11 日 (満 53 歳)	団体員	前
4	平成 29 年 10 月 10 日	政党	希望の党	かぎ まのり 風間 法子	女	神奈川県	神奈川県 横浜市中区 本牧原 21 番 1-305 号	昭和 45 年 10 月 1 日 (満 47 歳)	政党員	新

(注) 候補者の氏名欄の () 内は、通称使用認定がある場合の戸籍名。

(3) 審査に付された裁判官の氏名等に関する調

告示の 順 序	ふりがな 氏 名	生 年 月 日	最高裁判所裁判官に 任 命 さ れ た 年 月 日
1	こいけ ひろし 小 池 裕	昭和 26 年 7 月 3 日	平成 27 年 4 月 2 日
2	とくら さぶろう 戸 倉 三 郎	昭和 29 年 8 月 11 日	平成 29 年 3 月 14 日
3	やまぐち あつし 山 口 厚	昭和 28 年 11 月 6 日	平成 29 年 2 月 6 日
4	かんの ひろゆき 菅 野 博 之 *1	昭和 27 年 7 月 3 日	平成 28 年 9 月 5 日
5	おおたに なおと 大 谷 直 人	昭和 27 年 6 月 23 日	平成 27 年 2 月 17 日
6	きざわ かつゆき 木 澤 克 之 *2	昭和 26 年 8 月 27 日	平成 28 年 7 月 19 日
7	はやし けいいち 林 景 一	昭和 26 年 2 月 8 日	平成 29 年 4 月 10 日

*裁判官の氏名について、外字等により表記できない漢字は常用漢字で表記している。

本来の文字は次のとおり

*1 菅の草冠は、中央が離れている。

*2 澤の幸は、一番下の横線が長い。

5 当選人等に関する調

(1) 投票総数、有効投票及び無効投票に関する調

区分 選挙別	投票総数	有効投票数	無効投票数	無効投票率 (%)	持ち帰りと思 われる票
衆議院 小選挙区選出	30,207	29,636	571	1.89	0
衆議院 比例代表選出	30,207	29,662	545	1.80	0
最高裁判所 国民審査	30,125	29,326	799	2.65	1

(2) 有効及び無効投票に関する調

ア 衆議院小選挙区選出

有効と 決定し たもの	一般有効投票		29,636
	法第68条 の2該当の もの	第4項により按分したもの	0
		いずれの候補者にも属しないもの	0
	計(イ)		29,636
無効投票(ロ)			571
無効投票の 内訳	所定の用紙を用いないもの		0
	候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの		18
	候補者届出政党の届出要件に該当していなかった政党その他の政治団体の届出に係る候補者、除名、離党その他の事由により当該候補者届出政党に所属する者でなくなった旨の届出がされた候補者又は候補者届出政党が一の選挙区において重ねて届け出た候補者の氏名を記載したもの		0
	2人以上の候補者の氏名を記載したもの		0
	被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの		0
	候補者の氏名のほか、他事を記載したもの		1
	候補者の氏名を自書しないもの		0
	候補者の何人を記載したかを確認し難いもの		1
	白紙投票		379
	単に雑事を記載したもの		76
	単に記号、符号を記載したもの		46
	単に政党名等を記載したもの		50
計(イ) + (ロ)			30,207
持ち帰りと思われる票			0
不受理と決定した票			0

イ 衆議院比例代表選出

有効と決定したものの	一般有効投票		29,662
	法第68条の2該当のもの	第4項により按分したもの	0
		いずれの衆議院名簿届出政党等にも属しないもの	0
	計(イ)		29,662
無効投票(ロ)			545
無効投票の内訳	所定の用紙を用いないもの		0
	衆議院名簿届出政党等以外の政党その他の政治団体の名称又は略称を記載したもの		12
	衆議院名簿の届出要件に該当していなかった政党その他の政治団体又は一の選挙区において衆議院名簿を重ねて届け出ている政党その他の政治団体の名称又は略称を記載したもの		0
	衆議院名簿登載者の全員につき、抹消の事由が生じており又は除名、離党その他の事由により当該衆議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出がされている場合の当該衆議院名簿に係る政党その他の政治団体の名称又は略称を記載したもの		0
	2以上の衆議院名簿届出政党等の名称又は略称を記載したもの		2
	衆議院名簿届出政党等の名称又は略称のほか、他事を記載したもの		9
	衆議院名簿届出政党等の名称又は略称を自書しないもの		0
	衆議院名簿届出政党等のいずれを記載したかを確認し難いもの		3
	白紙投票		335
	単に雑事を記載したもの		74
	単に記号、符号を記載したもの		32
単に個人の氏名を記載したもの		78	
計(イ) + (ロ)			30,207
持ち帰りと思われる票			0
不受理と決定した票			0

ウ 最高裁判所国民審査

		有効投票(イ)	29,325	
		無効投票(ロ)	799	
無効投票の内訳	点字投票以外の投票	成規の用紙を用いないもの	0	
		×の記号以外の事項を記載したもの	744	
		裁判官2人以上の場合、そのすべてについて記載を無効とされたもの	55	
		計	799	
	点字投票	成規の用紙を用いないもの	0	
		審査に付される裁判官の氏名のほか、他事を記載したもの	0	
		審査に付される裁判官の氏名以外の事項のみを記載したもの	0	
		審査に付される裁判官の氏名を自書しないもの	0	
		審査に付される裁判官の何人を記載したかを確認し難いもの	0	
		計	0	
			計(イ) + (ロ)	30,124
			持ち帰りと思われる票	1
		不受理と決定した票	0	

(3) 候補者別得票数に関する調

ア 衆議院小選挙区選出

届出番号	候補者氏名	党派	本市得票数	神奈川4区得票数	当落別
1	山本 ともひろ	自由民主党	8,642	55,700	落
2	早稲田 ゆき	立憲民主党	9,709	67,020	当
3	あさお 慶一郎	(無所属)	8,414	51,495	落
4	風間 法子	希望の党	2,871	18,618	落

イ 衆議院比例代表選出

届出番号	政党その他の政治団体の名称	略称	本部の所在地	代表者	本市得票数	神奈川県得票数
1	社会民主党	社民党	東京都中央区湊3-18-17 マルキ榎本ビル5階	吉田忠智	366	48,344
2	立憲民主党	民主党	東京都港区東新橋1-10-1-3011	枝野幸男	8,570	931,340
3	日本維新の会	維新	大阪府大阪市中央区島之内 1-17-16 三栄長堀ビル	松井一郎	968	154,043
4	自由民主党	自民党	東京都千代田区永田町1丁目 11番23号	安倍晋三	10,031	1,333,286
5	幸福実現党	幸福	東京都港区赤坂2丁目10-8	釈量子	104	13,520
6	希望の党	希望	東京都豊島区南池袋2-12-8 岡芹ビル5階	小池百合子	4,610	671,041
7	公明党	公明	東京都新宿区南元町17番地	山口那津男	2,223	424,905
8	日本共産党	共産党	東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目 26番7号	志位和夫	2,709	319,174

(4) 最高裁判所国民審査結果に関する調

裁判官の氏名	罷免を可とする投票の数	罷免を可としない投票の数
小池 裕	3,341	25,984
戸倉 三郎	3,046	26,279
山口 厚	3,096	26,229
菅野 博之	3,136	26,189
大谷 直人	3,139	26,186
木澤 克之	3,295	26,030
林 景一	2,833	26,492

6 選挙公営に関する調

(1) 個人演説会に関する調

ア 会場数に関する調

法第161条第1項第1号の学校及び公民館の数		法第161条第1項第2号の公会堂の数	法第161条第1項第3号の市の選挙管理委員会の指定した施設の数					合計
学校	公民館	公会堂	社寺	農業協同組合	商工会議所	その他	計	
8	2	0	0	0	0	9	9	19

イ 会場使用度数に関する調

法第161条第1項第1号の学校及び公民館		法第161条第1項第2号の公会堂		法第161条第1項第3号の市の選挙管理委員会の指定した施設		合計	
公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担
0	0	0	0	0	0	0	0

(2) ポスター掲示場の数に関する調

区分 数	1千人未満				1千人以上 5千人未満			5千人以上 1万人未満		1万人以上		合計
	2k㎡ 未満	2k㎡ ～ 4k㎡	4k㎡ ～ 8k㎡	8k㎡ 以上	4k㎡ 未満	4k㎡ ～ 8k㎡	8k㎡ 以上	4k㎡ 未満	4k㎡ 以上	4k㎡ 未満	4k㎡ 以上	
	投票所の数	0	0	0	0	10	0	0	2	0	0	
掲示場設置数	0	0	0	0	70	0	0	16	0	0	0	86

(3) ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	投票所名	数	設 置 場 所
第1	逗子市役所	8	逗子5-2-16
			山の根3-5-17前
			逗子5-2-13
			逗子1-2-6先
			逗子6-1-3
			逗子5-10-19
			桜山7-5-1
			山の根3-4-2先
第2	逗子小学校 特別活動室	7	逗子4-2-45
			逗子3-6-6
			逗子4-9-21
			桜山7-10-12
			桜山1-6-30
			桜山1-1-19先
			逗子4-2-11
第3	逗子市 福祉会館	7	桜山6-18-22先
			桜山6-1326-29
			桜山5-32-1先
			桜山5-20-22
			桜山4-13-18先
			桜山3-4-37
			沼間1-5-22
第4	沼間小学校 会議室	7	桜山5-12-24前
			沼間1-7-18
			沼間1-21-7先
			沼間1-3-8
			沼間1-2-9
			沼間2-2-32

投票区	投票所名	数	設置場所
			沼間 2-10-35 先
第 5	沼間小学校区 コミュニティセンター	7	沼間 3-21-1 沼間 2-20-1 先 沼間 5-17-1 沼間 3-16-32 沼間 5-7-7 前 沼間 6-6-2 沼間 4-4-10 先
第 6	逗子市立 湘南保育園	7	池子 2-11-9 池子 1-11-1 池子 1-11-1 池子 1-2-23 先 池子 1-11-1 池子 3-2-2 先 池子 3-21-1 先
第 7	池子小学校 会議室	7	池子 3-9-1 池子 3-4-11 先 池子 3-14-1 先 池子 2-20-2-217 池子 2-19-41 先 池子 2-29-20 先 池子 2-23-9 先
第 8	久木小学校 会議室	7	久木 2-1-1 久木 6-2-39 久木 7-2-1 久木 7-7-6 先 久木 3-8-22 先 久木 5-12-13 先 山の根 1-5 先

投票区	投票所名	数	設 置 場 所
第9	逗子 ハイランド 自治会館	7	久木8-8-90
			久木8-1-1先
			久木8-13-1先
			久木8-12-1先
			久木8-20-16先
			久木8-22-23先
			久木8-17-62先
第10	小坪大谷戸 会館	7	新宿4-15-26
			久木4-4-31先
			久木4-10-18先
			小坪1-24-10先
			小坪1-8-15横
			小坪1-6-7横
			新宿4-11-25先
第11	小坪小学校 会議室	8	小坪3-6-1
			小坪3-2-1先
			小坪2-21-14
			小坪7-3-20
			小坪7-2-16先
			小坪5-21-17
			小坪4-5-1先
			小坪7-7-26
第12	新宿会館	7	新宿2-2-24
			新宿2-5-21先
			新宿1-5-4先
			桜山8-3-24先
			桜山8-10-12先
			桜山9-1-10
			桜山9-2先

7 選挙の管理及び執行関係者調

(1) 選挙管理委員に関する調

職 名	氏 名
委 員 長	平 野 健 次
委 員 長 職 務 代 理 者	塩 島 秀 樹
委 員	奥 茂 由 香
委 員	佐 藤 敦 子

(2) 開票管理者及び同職務代理者に関する調（衆議院小選挙区選出）

開 票 所	開票管理者		同職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
逗子市立体育館 「逗子アリーナ」	逗子市池子	平 野 健 次	逗子市逗子	塩 島 秀 樹

(注) 衆議院比例代表選出及び最高裁判所国民審査についても同一である。

大事な投票、忘れずに!



(3) 投票管理者及び同職務代理者に関する調

投票区	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	氏	名	氏	名
1	藤	井 寿 成	大	木 肇
2	石	井 聡	中	村 純 一
3	伊	藤 伊 豆 男	雲	林 隆 継
4	浅	野 勉	鷺	原 尚 仁
5	須	田 透	中	川 公 嗣
6	米	山 裕 昭	三	澤 正 大
7	金	明 夫	河	合 正 男
8	渡	部 祐 三	内	田 典 久
9	西	之 原 雅 彦	香	山 智
10	宮	崎 和 治	伊	藤 英 樹
11	舘	兼 好	市	川 勲
12	新	倉 良 枝	小	池 万 年

(4) 立会人に関する調

区分 選挙別	投票立会人		開票立会人	
	投票所数	立会人数	開票所数	立会人数
衆議院 小選挙区選出	12	24	1	3
衆議院 比例代表選出	(12)	(24)	(1)	5
最高裁判所 国民審査	(12)	(24)	(1)	3

(注) 表の項目中の () 内の数字は同一場所・同一人。

(5) 投票立会人一覧表

投票区	氏 名	政党その他の政治団体名
1	飯 山 容 子	無 所 属
	鎌 田 誠 子	無 所 属
2	梶 本 啓	無 所 属
	山 口 廣 吉	無 所 属
3	矢 部 道 子	無 所 属
	武 藤 みどり	無 所 属
4	柏 田 良 満	無 所 属
	南 部 葉 子	無 所 属
5	長 嶋 セツ子	無 所 属
	大 竹 義 明	無 所 属
6	石 黒 みち子	無 所 属
	石 黒 幸 代	無 所 属
7	吉 田 仁 美	無 所 属
	富 田 理 香	無 所 属
8	松 本 千代子	無 所 属
	吉 田 啓 子	無 所 属
9	城 田 光 子	無 所 属
	川 村 知香子	無 所 属
10	城 所 良 隆	無 所 属
	日 野 乃芙子	無 所 属
11	牛 尾 志 保	無 所 属
	高 橋 三由実	無 所 属
12	鈴 木 裕 美	無 所 属
	東 海 幸 緒	無 所 属

(6) 開票立会人一覧表

ア 衆議院小選挙区選出

氏 名	住 所	届 出 に か か る 候 補 者 名 等	候 補 者 届 出 政 党
山 田 宏 幸	逗子市沼間	浅 尾 慶 一 郎	無 所 属
小 杉 雅 樹	逗子市小坪	小 此 木 八 郎	自 由 民 主 党
窪 田 直 子	逗子市桜山	枝 野 幸 男	立 憲 民 主 党

イ 衆議院比例代表選出

氏 名	住 所	党 派
田中英一郎	逗子市久木	公 明 党
桐ヶ谷一孝	逗子市沼間	自 由 民 主 党
細野恵嗣	逗子市小坪	幸 福 実 現 党
岩室年治	逗子市逗子	日 本 共 産 党
小林和茂	逗子市池子	立 憲 民 主 党

(7) 投票管理者及び投票所事務従事者に関する調

投票所数	投 票 管 理 者				投 票 所 事 務 従 事 者			
	投 票 管 理 者	職 務 代 理 者	臨 時 職 務 代 理 者	合 計	市 の 選 挙 管 理 委 員 会 の 書 記	市 の 職 員	そ の 他	合 計
12	12	0	0	12	0	26	37	63

(8) 開票管理者及び開票所事務従事者に関する調

区分 選挙別	開 票 管 理 者				開 票 所 事 務 従 事 者			
	開 票 管 理 者	職 務 代 理 者	臨 時 職 務 代 理 者	合 計	市 の 選 挙 管 理 委 員 会 の 書 記	市 の 職 員	そ の 他	合 計
衆 議 院 小選挙区選出	1	0	0	1	2	20	6	28
衆 議 院 比例代表選出	(1)	0	0	(1)	1	20	6	27
最 高 裁 判 所 国 民 審 査	(1)	0	0	(1)	1	20	6	27

(9) 選挙管理委員会事務局職員調

職 名	氏 名	備 考
事 務 局 長	菊 池 利 幸	
事 務 局 次 長	沼 田 広 純	
選 挙 係 長	上 野 悟 朗	
書 記	若 原 祐 斗	

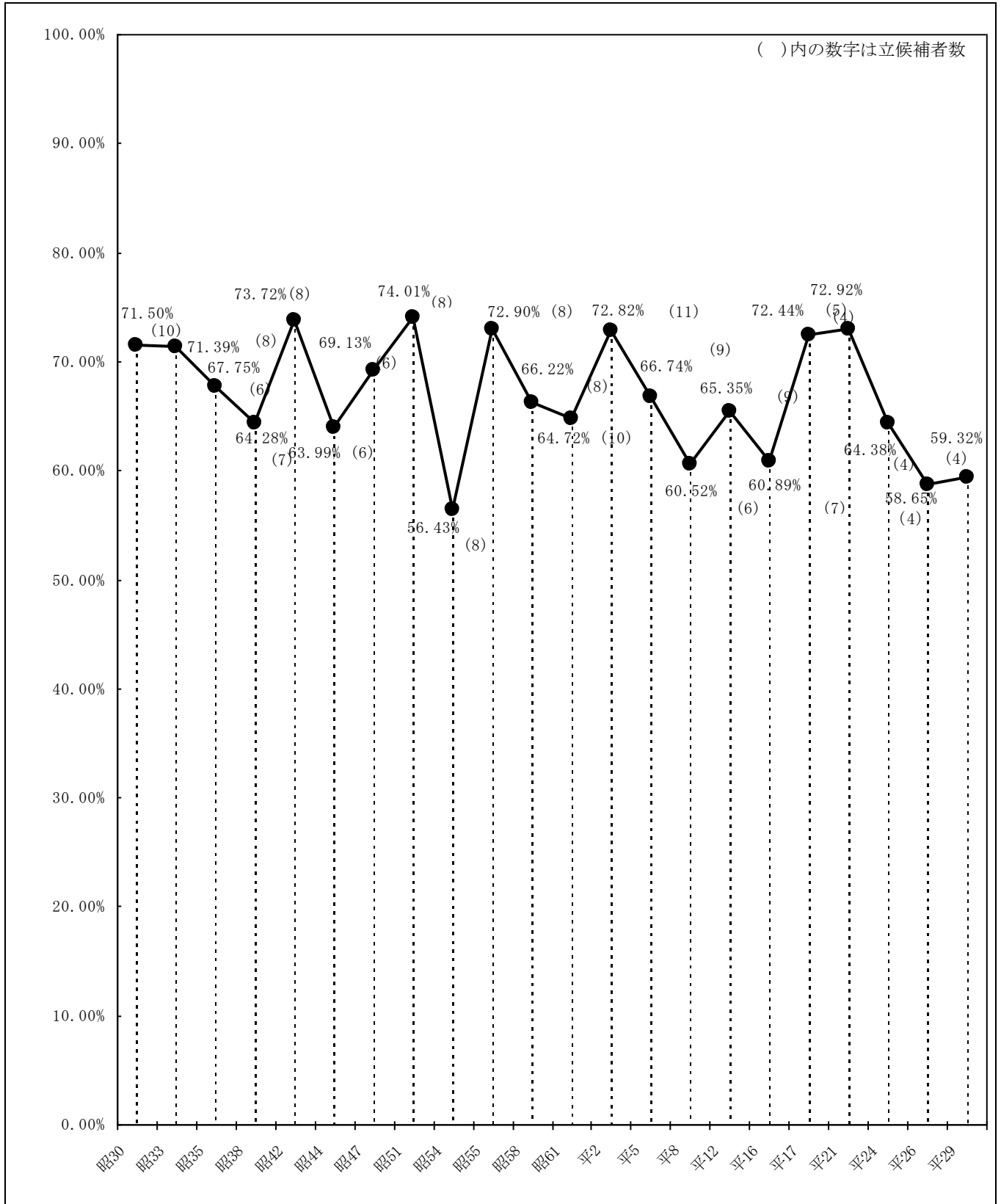
8 參考資料

(1) 有権者の推移

確定年月日	男	女	計	投票区数	確定年月日	男	女	計	投票区数
昭 32. 12. 20	11, 198	12, 503	23, 701	10	平 6. 9. 2	22, 421	24, 639	47, 060	15
昭 33. 12. 20	11, 163	12, 537	23, 700	10	平 7. 9. 2	22, 676	24, 831	47, 507	15
昭 34. 12. 20	11, 444	12, 777	24, 221	10	平 8. 9. 2	22, 724	25, 004	47, 728	15
昭 35. 12. 20	11, 995	13, 335	25, 330	10	平 9. 9. 2	22, 765	25, 120	47, 885	15
昭 36. 12. 20	12, 214	13, 640	25, 854	10	平 10. 6. 2	22, 826	25, 144	47, 970	15
昭 37. 12. 20	12, 924	14, 295	27, 219	11	平 10. 9. 2	22, 958	25, 293	48, 251	15
昭 38. 12. 20	13, 449	14, 785	28, 234	11	平 10. 12. 2	22, 990	25, 362	48, 352	15
昭 39. 12. 20	13, 685	15, 040	28, 725	11	平 11. 3. 2	23, 024	25, 413	48, 437	15
昭 40. 12. 20	14, 520	15, 966	30, 486	12	平 11. 6. 2	23, 074	25, 490	48, 564	15
昭 41. 9. 30	13, 833	15, 382	29, 215	12	平 11. 9. 2	23, 202	25, 687	48, 889	15
昭 43. 3. 30	15, 534	16, 811	32, 345	12	平 11. 12. 2	23, 277	25, 762	49, 039	15
昭 44. 3. 20	15, 764	17, 031	32, 795	12	平 12. 3. 2	23, 346	25, 839	49, 185	15
昭 44. 9. 10	15, 914	17, 235	33, 149	12	平 12. 6. 2	23, 404	25, 849	49, 253	15
昭 45. 9. 10	16, 472	17, 917	34, 389	12	平 12. 9. 2	23, 360	25, 864	49, 224	15
昭 46. 9. 10	17, 589	18, 965	36, 554	12	平 12. 12. 2	23, 394	25, 926	49, 320	15
昭 47. 9. 10	17, 943	19, 397	37, 340	12	平 13. 3. 2	23, 384	25, 934	49, 318	15
昭 48. 9. 10	18, 537	19, 986	38, 523	14	平 13. 6. 2	23, 357	25, 957	49, 314	15
昭 49. 9. 10	19, 063	20, 609	39, 672	14	平 13. 9. 2	23, 463	26, 081	49, 544	14
昭 50. 9. 10	19, 339	20, 855	40, 194	14	平 13. 12. 2	23, 420	26, 097	49, 517	14
昭 51. 9. 10	19, 617	21, 320	40, 937	14	平 14. 3. 2	23, 547	26, 260	49, 807	14
昭 52. 9. 10	19, 817	21, 574	41, 391	15	平 14. 6. 2	23, 600	26, 297	49, 897	14
昭 53. 9. 10	19, 994	21, 859	41, 853	15	平 14. 9. 2	23, 683	26, 412	50, 095	14
昭 54. 9. 10	20, 025	22, 033	42, 058	15	平 14. 12. 2	23, 665	26, 402	50, 067	14
昭 55. 9. 10	20, 056	22, 195	42, 251	15	平 15. 3. 2	23, 645	26, 421	50, 066	14
昭 56. 9. 2	20, 266	22, 299	42, 565	15	平 15. 6. 2	23, 619	26, 448	50, 067	14
昭 57. 9. 2	20, 296	22, 401	42, 697	15	平 15. 9. 2	23, 621	26, 462	50, 083	14
昭 58. 9. 2	20, 388	22, 529	42, 917	15	平 15. 12. 2	23, 661	26, 538	50, 199	14
昭 59. 9. 2	20, 536	22, 660	43, 196	15	平 16. 3. 2	23, 630	26, 494	50, 124	14
昭 60. 9. 2	20, 764	22, 917	43, 681	15	平 16. 6. 2	23, 599	26, 453	50, 052	14
昭 61. 9. 2	20, 836	23, 163	43, 999	15	平 16. 9. 2	23, 577	26, 431	50, 008	14
昭 62. 9. 2	20, 928	23, 324	44, 252	15	平 16. 12. 2	23, 601	26, 483	50, 084	14
昭 63. 9. 2	21, 137	23, 482	44, 619	15	平 17. 3. 2	23, 608	26, 467	50, 075	14
平元. 9. 2	21, 317	23, 648	44, 965	15	平 17. 6. 2	23, 607	26, 483	50, 090	13
平 2. 9. 2	21, 487	23, 843	45, 330	15	平 17. 9. 2	23, 637	26, 559	50, 196	13
平 3. 9. 2	21, 781	24, 094	45, 875	15	平 17. 12. 2	23, 641	26, 582	50, 223	13
平 4. 9. 2	21, 973	24, 267	46, 240	15	平 18. 3. 2	23, 627	26, 525	50, 152	13
平 5. 9. 2	22, 232	24, 463	46, 695	15	平 18. 6. 2	23, 659	26, 551	50, 210	13

確定年月日	男	女	計	投票区数	確定年月日	男	女	計	投票区数
平 18. 9. 2	23, 660	26, 638	50, 298	13	平 28. 9. 2	23, 660	27, 306	50, 966	12
平 18. 12. 2	23, 659	26, 648	50, 307	13	平 28. 12. 2	23, 701	27, 363	51, 063	12
平 19. 3. 2	23, 650	26, 675	50, 325	13	平 29. 3. 2	23, 680	27, 357	51, 037	12
平 19. 6. 2	23, 675	26, 708	50, 383	13	平 29. 6. 1	23, 699	27, 344	51, 013	12
平 19. 9. 2	23, 695	26, 703	50, 398	13	平 29. 9. 1	23, 635	27, 356	50, 991	12
平 19. 12. 2	23, 672	26, 698	50, 370	13					
平 20. 3. 2	23, 662	26, 715	50, 377	13					
平 20. 6. 2	23, 634	26, 710	50, 344	13					
平 20. 9. 2	23, 612	26, 734	50, 346	13					
平 20. 12. 2	23, 602	26, 792	50, 394	13					
平 21. 3. 2	23, 567	26, 788	50, 355	13					
平 21. 6. 2	23, 567	26, 782	50, 349	13					
平 21. 9. 2	23, 534	26, 776	50, 310	13					
平 21. 12. 2	23, 579	26, 792	50, 371	13					
平 22. 3. 2	23, 597	26, 824	50, 421	13					
平 22. 6. 2	23, 624	26, 836	50, 460	13					
平 22. 9. 2	23, 632	26, 864	50, 496	13					
平 22. 12. 2	23, 581	26, 849	50, 430	12					
平 23. 3. 2	23, 544	26, 819	50, 363	12					
平 23. 6. 2	23, 565	26, 815	50, 380	12					
平 23. 9. 2	23, 549	26, 881	50, 430	12					
平 23. 12. 2	23, 544	26, 850	50, 394	12					
平 24. 3. 2	23, 522	26, 881	50, 403	12					
平 24. 6. 2	23, 451	26, 829	50, 280	12					
平 24. 9. 2	23, 425	26, 811	50, 236	12					
平 24. 12. 2	23, 389	26, 771	50, 160	12					
平 25. 3. 2	23, 337	26, 764	50, 101	12					
平 25. 6. 2	23, 345	26, 767	50, 112	12					
平 25. 9. 2	23, 321	26, 738	50, 059	12					
平 25. 12. 2	23, 309	26, 721	50, 030	12					
平 26. 3. 2	23, 264	26, 704	49, 968	12					
平 26. 6. 2	23, 242	26, 694	49, 936	12					
平 26. 9. 2	23, 181	26, 706	49, 887	12					
平 26. 12. 2	23, 202	26, 734	49, 936	12					
平 27. 3. 2	23, 216	26, 705	49, 921	12					
平 27. 6. 2	23, 217	26, 669	49, 886	12					
平 27. 9. 2	23, 186	26, 713	49, 899	12					
平 27. 12. 2	23, 183	26, 674	49, 857	12					
平 28. 3. 2	23, 187	26, 723	49, 910	12					
平 28. 6. 2	23, 142	26, 693	49, 835	12					

(2) 衆議院議員総選挙投票率の推移



* 平成8年以降は、小選挙区候補者数

衆議院小選挙区選出議員選挙 選挙公報

神奈川県選挙管理委員会

アベ政権で生活が楽になったでしょうか？
私は皆さんの家計を豊かにするために、税金の使い道を変えていきたい。
そして私は2人の子どもの母親として、戦争に行かせたくない。
だから平和憲法を守ります。
だれも排除しない、みんなで支え合う共生社会をめざして、私は頑張ります。

早稲田ゆき

リベラル結集!!

ブレないワセダ!!

立憲民主党
The Constitutional Democratic Party of Japan



衆議院議員候補
わ
せ
だ
早稲田ゆき

- 平和** 憲法を生かした政治 安保法制の廃止
- エネルギー** 原発ゼロ2030年代 自然エネルギーへのシフト
- 税金** 消費税増税の凍結 中小企業を守る税制改正
- 生活** 最低年金の保障 介護・医療費の負担軽減
- 教育** 保育園・幼稚園から 高校までの無償化 給付型奨学金制度の創設
- 労働** 正規雇用の促進 男女の賃金格差是正
- 共生** 排除しない共生社会 多様性を認める社会



早稲田ゆき(夕季)プロフィール
1958(昭和33)年12月6日生まれ
白百合学園高等学校卒業
早稲田大学法学部卒業
日本輸出入銀行
鎌倉市議会議員(2回)
神奈川県議会議員(2回)

希望の党

守るべきものはしっかり守る。変えるべきものは大胆に変える。

風間法子プロフィール

神奈川県横浜市出身
横浜国立大学大学院卒
(株)情報通信総合研究所
金融庁、その他民間企業複数を通じて官民双方を経験。
(公)松下政経塾で培ったビジネス経営感覚と共に、ビジネス感覚を導入して政治を日本を変える!

- 趣味** 読書、楽器演奏、旅行、人間ウォッチング
- 座右の銘** 「大切なことは目に見えないんだよ」
- 尊敬する人** 松下幸之助、マーガレット・サッチャー

日本に希望を。

希望の党⑨の公約

- 公約01 消費税増税凍結** 景気回復を確実にするため、2年後の消費税増税を凍結します。
- 公約02 議員定数・議員報酬の削減** 国会議員みずから身を切る改革を断行し、「しがらみ政治」から脱却します。
- 公約03 ポスト・アベノミクスの経済政策** 徹底した規制改革と特区を最大活用し、民間の活力を生かした経済活性化を図ります。
- 公約04 原発ゼロへ** 「2030年までに原発ゼロ」を目指します。徹底した省エネで、エコ社会に変えていきます。
- 公約05 雇用・教育・福祉の充実** 正社員で働ける、結婚できる、子どもを育てられる社会。そこに少子化問題解決のカギがあります。
- 公約06 ダイバーシティ社会の実現** すべての人が輝ける社会をめざします。特に、女性、シニアの力をさらに生かします。
- 公約07 地域の活力と競争力の強化** 現場に任せれば元気になる。道州制を導入し、地域が自分で決めればムダもなくなる。
- 公約08 憲法改正** 憲法9条をふくめ憲法改正論議をすすめます。国民の知る権利、地方自治の分権を明記します。
- 公約09 危機管理の徹底** 外交安全保障はもとより自然災害対策も強化し、国民の生命と主権を守る万全の備えを整えます。



希望の党公認
か
ざ
ま
風間法子
のりこ
47歳

The改革。私たちは進み続けます。

今回は「人でも選ぶ選挙！」
しっかりと選んだ人を国会へ。

- ⑧ 憲法議論** 9条の議論のみならず、衆参両院の機能分担など、様々な視点から改正を考える
- ⑦ 原子力発電政策** ゼロか否かではなく、工程表を示しながら現在の廃炉基準に従って将来的にゼロを達成
- ⑥ 教育問題** GDPに占める公的教育支出を欧米並みに拡充することで教育格差の是正
- ⑤ 少子高齢化対策** 合計特殊出生率を1.8にまで引き上げるための政策を総動員
中核都市を整備。働く場所と育てる場所をコンパクトにまとめ、充実化
- ④ 経済政策** 投資を喚起する自由償却制度、転廃業資金の支援で経済の新陳代謝を図る
生産性向上政策を集中的に投下。短期的には最低賃金の引き上げ、中長期的には最先端技術や基礎科学への投資
- ③ 政党交付金** 総額で14億円を超える政党交付金を史上初めて国庫に返還
▼ 解党・分党における政党交付金の扱いを透明化・厳格化を提案
- ② 行財政改革と財政再建** ▼ 公務員の「有給」休時間の廃止
▼ 公務員の給与体系是正を提案
▼ 歳入庁の設置で、毎年10兆円に迫る社会保障料の徴収漏れ解消を提案
- ① 北朝鮮関係** ▼ 1999年、山本一太参議院議員と共に「月刊文藝春秋」へ共同寄稿
送金停止を実現させる外為法改正案を実現
▼ 策源地攻撃論に関わる憲法解釈について、多くの与野党が共有できる国会答弁を、民主党政権、自民党政権双方から引き出す

プロフィール
昭和39年2月11日生まれ
栄光学園高校、東京大学法学部卒業
日本興業銀行出身、証券アナリスト
米スタンフォード大学経営大学院(MBA)修了

平成10年、16年参議院議員選挙当選(2期)
平成21年、衆議院議員選挙初当選
平成24年、衆議院議員選挙当選
平成26年、衆議院議員選挙当選(3期目)



あ
さ
お
あさお慶一郎
けいいちろう

平成29年10月22日執行

神奈川県第4区選挙区(横浜市栄区、鎌倉市、逗子市、三浦郡)

衆議院小選挙区選出議員選挙 選挙公報

神奈川県選挙管理委員会

若きサムライ この国を守る!



自民党公認
山本ともひろ
42歳

衆議院議員3期9年 防衛副大臣
内閣府副大臣

政権公約

国民の命と平和な暮らしを守る

核実験、弾道ミサイルの発射を繰り返す北朝鮮。自衛隊による24時間365日の警戒監視により、国民の命と平和な暮らしを守り抜きます。国際社会と連携し、北朝鮮に最大限の圧力をかけていきます。

人々の命と暮らしを守る

幼児教育の無償化、高等教育の無償化を実現します。また、待機児童解消にも取り組みます。介護人材を確保し、介護の受け皿不足解消に取り組みます。人生100年時代を見据え、学び直しと新しいチャレンジの機会を抜本的に拡充します。

生産性革命

最先端イノベーションによる生産性革命を次なる成長戦略の柱とし、中小・小規模事業者も含め、企業の設備投資を力強く促す施策を総動員します。生産性を押し上げてテラレ脱却のスピードを加速し、4年連続資金アップの流れを力強く持続させます。

圧倒的な行動力

議員立法「休眠預金活用法」成立
毎年、約1000億円も発生し、今までは銀行や金融機関の利益となっていた休眠預金を困っている人たちの支援組織などに活用できるように法案をゼロから作り上げ、議員立法で成立させました。これからは、手助けを求めている人たちの支援組織に休眠預金を活用することが出来るようになります。

災害対策にも経験を生かし迅速に対応
鎌倉で下水管が破損。汚水を海に放流せざるを得なくなり、それを防ぐために仮設のパイプを設置しましたが、当初はパイプ数が足りず海への放流を止められませんでした。しかし、直ぐに国交省に指示し、全国からパイプを調達、パイプを倍にして放流を止めることが出来ました。

文化財の維持・保護にも全力
県立近代美術館鎌倉館や御成小学校旧講堂、北鎌倉の緑の洞門など貴重な地元の財産を維持、保護のために文化庁と協議、国からは予算の確保、市民生活に影響が懸念されるとJR東日本と協議し北鎌倉駅に仮設の改札口を確保するなど奔走しました。

東京オリンピックの競技会場の誘致
鎌倉、逗子、葉山の素晴らしい海を2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会で活用できないかとの多くの声を頂き、初代オリンピック・パラリンピック大臣政務官として誘致活動に尽力。セーリング会場が江ノ島に決まりました。

■プロフィール
昭和50年(1975年)生まれ 42歳 鎌倉在住 ●関西大学 商学部 商学科 卒業 ●京都大学 大学院 法学研究科(行政学)修士課程 修了 ●(財)松下政経塾 卒塾(21期) ●米国ジョージタウン大学 客員研究員、その後、会社員を経て ●平成17年(2005年)衆院選 初当選 ●文部科学大臣政務官・復興大臣政務官・初代オリンピック・パラリンピック大臣政務官などを歴任

私たちも山本ともひろ君を応援しています。
内閣総理大臣 **安倍晋三**
内閣官房長官 **菅義偉**
防衛大臣 **小野寺五典**
筆頭副幹事長 **小泉進次郎**



ホームページのぼれぼれ通信とブログも是非見て下さい。山本の日頃の活動や考えていることが良くわかります。
[山本ともひろ](#)

投票日 10月22日(日)

投票時間 午前7時から午後8時まで

投票は18歳からできます。

◎衆議院小選挙区選出議員選挙

投票用紙(ピンク色)には、候補者1人の氏名を記入します。

◎衆議院比例代表選出議員選挙

投票用紙(あさぎ色)には、名簿届出政党等の名称を1つ記入します。

◎最高裁判所裁判官国民審査

投票用紙(うぐいす色)には、やめさせた方がよいと思う裁判官については、氏名の上の欄に×を書きます。

やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないください。

投票日に、投票所に行けない方は、期日前投票又は不在者投票をご利用ください。

守るべきものはしっかりと守る。
変えるべきものは大胆に変える。

日本に希望を。

希望の党



希望の党 代表
こいけ ゆりこ
小池 百合子

公約1
消費税増税凍結
景気回復を確実にするため、
2年後の消費税増税を凍結します

8% → 10%

公約2
議員定数・議員報酬の削減
国会議員みずから身を切る改革を断行し、
「しがらみ政治」から脱却します。

公約3
ポスト・アベノミクスの経済政策
徹底した規制改革と特需を最大活用し、
民間の活力を生かした経済活性化を図ります。

公約4
原発ゼロへ
「2030年までに原発ゼロ」を目指します。
徹底した省エネで、エコ社会に変えていきます。

公約5
雇用・教育・福祉の充実
正社員で働ける、結婚できる、
子どもを育てられる社会
そこに少子化問題解決のカギがあります

公約6
ダイバーシティ社会の実現
すべての人が輝ける社会をめざします。
特に、女性、シニアの力をさらに生かします。

公約7
地域の活力と競争力の強化
現場に任せれば元気になる
道州制を導入し、
地域が自分で決めればムタもなくなる

公約8
憲法改正
憲法9条をふくめ憲法改正論議をすすめます。
国民の知る権利、地方自治の分権を明記します。

公約9
危機管理の徹底
外交安全保障はもとより自然災害対策も強化し、
国民の生命と主権を守る万全の備えを整えます

略称：希望
kibunotou.jp

比例代表は「希望の党」へ

衆議院比例代表選出議員選挙

選挙公報

神奈川県選挙管理委員会

「市民+野党」の共闘で 安倍政権を退場へ

政党のあり方が問われています。
「安倍政治を止める。そのために野党は共闘を」——市民のみなさんが求めるこの立場を、日本共産党は、これからもつらぬきます。
市民との約束を、なによりも大事にし、「市民+野党」でブレずにたたかう日本共産党が伸びれば、政治は変わります。



- 1 税金** 消費税10%中止
富裕層と大企業に応分の負担を求め、財源を確保。
●大企業の法人税実質負担率(12%)を中小企業(19%前後)なみに増やす。
- 2 予算** 社会保障・教育・子育て・若者優先に
●軍事費とムダな大型開発にメス。
●年金削減ストップ、教育の無償化、認可保育園30万人分緊急増設。
- 3 働き方** 8時間働けばふつうにらせる社会を
●長時間労働を規制し過労死なくす。非正規から正規ヘルールを強化。
●中小企業を支援して最低賃金時給を1千円に引き上げ、1500円をめざす。
- 4 地域経済** 地方再生へ中小企業・農業を応援
●大企業と中小企業の賃金格差を正。中小企業予算を1兆円に増額。
●米の直接支払交付金制度の廃止をやめ、営農できる価格保障・所得補償を。

- 憲法** 安倍政権による9条改憲NO!
首相がねらう9条改憲は、無制限の海外での武力行使に道を開きます。
●安保法制を廃止し、立憲主義を取り戻す。
●オスプレイの訓練中止・配備撤回、低空飛行訓練の中止を。
- 北朝鮮** 対話による平和的解決を
●核・ミサイル開発は許せません。戦争だけはおこしてはなりません。経済制裁強化と一体に、対話による平和的解決へ、日本がイニシアチブを。

- 核兵器** 核兵器禁止条約に参加する政府を
●国連加盟国3分の2の賛成で採択された核兵器禁止条約に、被爆国・日本が背を向けています。政府へ核兵器禁止条約に署名することを求めます。
- 原発** 原発ゼロへ「原発再稼働」STOP!
●2030年までに電力の4割を再生可能エネルギーで。

実現へ全力
●厚木基地の艦載機の離着陸訓練中止など、米軍基地強化に反対。
●新しい国会で「森友・加計疑惑」を徹底究明します。

詳しい政策はこちらから



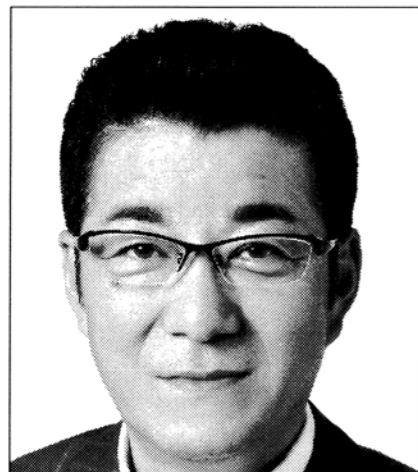
比例代表は 日本共産党

とお書きください。候補者名を書くこと無効になります。

日本共産党 略称 共産党

消費増税凍結!

身を切る改革で教育無償化!



代表 松井 一郎

議員報酬・議員定数の削減	議員報酬 約3割カット (大阪府)	議員定数 約2割カット (大阪府)		
			一般行政職員人件費 約19%カット (大阪府)	公務員数 教職員、交通局職員、水道局職員を除く 約18%カット (大阪府)
			職員基本条例 制定 (大阪府)	外郭団体 約63%削減 (大阪府)

- 幼児教育の完全無償化
- 私立高校の実質無償化
- 大学の授業料無償化
- 高齢者の習い事クーポン



南関東ブロック比例代表名簿登載者

千葉県 第1区 長谷川ゆたか	千葉県 第2区 藤巻けんた	千葉県 第4区 佐藤 浩	千葉県 第6区 星けんたろう	神奈川県 第6区 くしだ誠一
-----------------------	----------------------	---------------------	-----------------------	-----------------------

比例代表は「**維新**」または「**日本維新の会**」とお書きください。
小選挙区は候補者名をお書きください。

比例は

幸福

とお書きください。

清潔で、勇断できる政治を。

国防 自分の国は、自分で守ろう!

経済 下げよう! 消費税5%
~減税こそ、最大の福祉

- 国民保護を徹底し、北朝鮮危機にしっかり備えます。
- 消費税を5%に引き下げ、家計を守ります。
- 万一の場合に備え、先進国並みに核シェルターを普及させます。
- 民間活力を最大化し、所得倍増を実現します。
- 日本を守る自衛隊が十分活躍できる体制をつくります。
- 公教育の質を高め、塾に頼らない学校をつくります。
- 北朝鮮には憲法9条適用除外で、国民を守ります。
- 長寿を祝福できる生涯現役社会をつくります。

幸福実現党

党首 釈 量子



投票日 10月22日(日) 投票時間 午前7時から午後8時まで

投票は18歳からできます。

◎衆議院小選挙区選出議員選挙
投票用紙(ピンク色)には、候補者1人の氏名を記入します。

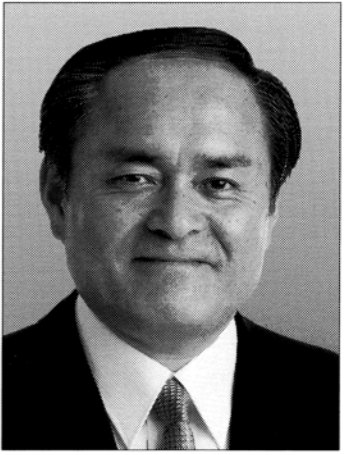
◎衆議院比例代表選出議員選挙
投票用紙(あさぎ色)には、名簿届出政党等の名称を1つ記入します。

◎最高裁判所裁判官国民審査
投票用紙(うぐいす色)には、やめさせた方がよいと思う裁判官については、氏名の上の欄に×を書きます。やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。

投票日に、投票所に行けない方は、期日前投票又は不在者投票をご利用ください。

アベ暴走政治ストップ 憲法を活かす政治

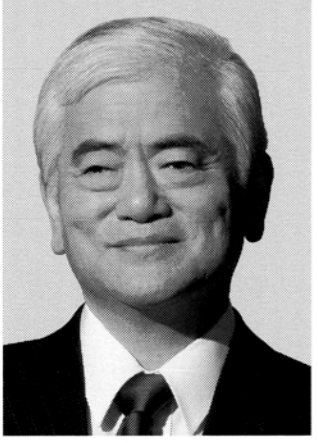
社会民主党 (社民党)



社民党党首 吉田 忠智

南関東選挙区に私たちがいます。

南関東ブロック比例代表名簿登載者



若者に平和な未来を!
千葉県(第12区)
みな かわ しんいちろう
皆川真一郎

【肩書き・経歴】
高校教師35年。校長歴6年。
高教組中執、副委員長12年。
【政策】
子どもの貧困と
教育格差の是正に全力



憲法破壊と
政治の私物化を許さない
神奈川県(第15区)
かつみ
ささき 克己

【肩書き・経歴】
東京大学卒、県立高校数学科教
員37年、高教組副委員長
【政策】
脱原発、労働者の権利の充実
基地のない平和な街づくり

- 消費税10%反対、不公平税制の是正
- 安心の子育て、年金・医療・介護の確立、教育無償化推進
- 残業代ゼロ・過労死許さず、人間らしい働き方の実現
- 脱原発、人間の復興、農林水産業の再生
- 戦争法・共謀罪法廃止、辺野古新基地反対、オスプレイ配備撤回

比例区は 社民党

<http://www5.sdp.or.jp/>

まっとうな政治。

国民のみなさんの日常の暮らし、
現場のリアルな声に根ざした、
ボトムアップの政治を実現する。それが私たちの描く、
日本の未来です。右でも左でもなく、前へ。



立憲民主党 代表 枝野幸男



南関東選挙区名簿登載者

比例区は立憲民主党 (略称: 民主党)

小選挙区は立憲民主党の候補者へ

立憲民主党

The Constitutional Democratic Party of Japan

教育負担の軽減へ。

比例区は 公明党

公明党は衆議院南関東ブロックに下記5人を公認しています。

富田茂之／古屋範子／角田秀穂
布施正行／井川泰雄

略称は公明

- 幼児教育・私立高授業料の実質無償化の実現を目指します
- 消費税10%時に軽減税率を実施し、家計を守ります
- 低年金者加算と介護保険料軽減の前倒しを推進します



自由民主党

この国を、守り抜く。

アベノミクスの加速で、景気回復・デフレ脱却を実現します。

全力を傾注したアベノミクスの5年間。いま、多くの指標（下記）が示す通り、わが国の経済は確実に回復しています。

この流れを確かなものにするため、「生産性革命」と「人づくり革命」の2つの大改革を断行することによって、力強い消費を実現し、経済の好循環を完遂します。

- 名目GDP→50兆円増加（過去最高）
 - 企業収益→26.5兆円増（過去最高）
 - 就業者数→185万人増加
 - 家計の可処分所得→2年連続で増加
 - 正社員有効求人倍率→初の1倍超え
 - 外国人旅行者数→5年で約3倍
 - 若者の就職内定率→過去最高
- （経済財政諮問会議資料による）

北朝鮮の脅威から、国民を守り抜きます。

わが国の上空を飛び越える弾道ミサイルの相次ぐ発射、核実験の強行など、北朝鮮による挑発行為はエスカレートし、重大かつ差し迫った脅威となっています。このような時こそ、世界をリードできる、経験豊かで安定した政権が必要です。わが党は平和に向けた外交努力を続け、断固、国民を守り抜きます。

劇的な生産性の向上で、国民の所得を増やします。

アベノミクスの成果である4年連続の賃金上昇の流れを、さらに力強く持続的なものとするために、ロボット・IoT・人工知能（AI）といった、生産性を劇的に押し上げる最先端のイノベーションを起こし、「生産性革命」を実現します。

民間主導のイノベーションによる「生産性革命」を通じて、働く皆さんの所得を大きく増やします。

未来を担う子供たちに、“保育・教育の無償化”を実現します。

少子高齢化社会の到来が急速に進んでいる現在、輝く「人生100年時代」を迎えるためには、国民の多くが不安に感じている「子育て・介護」の問題を解決することが不可欠です。

このため、「人づくり革命」を断行します。政策資源を大胆かつ集中的に投入することで、お年寄りも若者も安心して暮らし、活躍できる「全世代型社会保障」を目指します。

地方創生で、活力ある元気な地方をつくります。

地方の元気がなくて日本の再生はありません。地域未来投資をはじめとする、地方が自主的に取り組む政策を応援し、地方が主役の「地方創生」を実現します。そのために、必要な対策を総合的に実施します。

さらに復興加速へ。

災害から国民の生命と財産を守るのが、政治の責任です。東日本大震災、熊本地震、九州北部豪雨災害等からの復興を加速するとともに、自然災害から国民生活を守るため、防災・減災に戦略的に取り組む国土強靱化を推進し、災害に強い街づくりを進めます。

国民の幅広い理解を得て、憲法改正を目指します。

現行憲法の「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」の3つの基本原則は堅持しつつ、憲法改正を目指します。



あべしんぞう
自民党総裁 安倍晋三

比例代表は
自民党

衆議院選挙は、**小選挙区** **比例代表** の2つの投票を行います。



比例代表の投票は、**自民党**とお書きください。

ご注意ください。比例代表の投票用紙に候補者名を書くと、あなたの投票は無効になってしまいます。

自民党千葉県連 ▶ www.chiba-jimin.jp

自民党神奈川県連 ▶ www.kanagawa-jimin.jp

自民党山梨県連 ▶ www.jimin-yamanashi.or.jp

小選挙区は、あなたの街の自民党候補の名前をお書きください。

小選挙区 千葉県

<p>1 千葉市中央区・稲毛区・美浜区</p> <p>かどやま 門山ひろあき</p> <p>弁護士 元家庭裁判所調停委員</p>	<p>2 千葉市花見川区・習志野市・八千代市</p> <p>こばやし 小林たかゆき</p> <p>前防衛大臣政務官 元財務官</p>	<p>3 千葉市緑区・市原市</p> <p>まつの 松野ひろかず</p> <p>前文部科学大臣 元厚生労働大臣政務官</p>
<p>4 船橋市（本庁管内、二宮・芝山・高根台・習志野台・西船橋出張所管内、船橋駅前総合窓口センター管内〈丸山1-5丁目を除く〉）</p> <p>きむら 木村てつや</p> <p>元千葉県議会議員 元船橋市議会議員</p>	<p>5 市川市（主に真間川以南の地域・行徳地区全域）・浦安市</p> <p>けんたろう そのら健太郎</p> <p>内閣総理大臣補佐官 前外務大臣</p>	<p>6 松戸市（本庁管内、常盤平・六実・矢切・東部支所管内） 市川市（本庁管内一部・大柏出張所管内）</p> <p>わたなべ 渡辺ひろみち</p> <p>元経済産業大臣 元厚生労働委員（連続2回）</p>
<p>7 松戸市北部・野田市・流山市</p> <p>さいとう けん</p> <p>農林水産大臣 元農水大臣 元環境大臣政務官</p>	<p>8 柏市（旧沼南町を除く）・我孫子市</p> <p>さくらだ 桜田よしただ</p> <p>自民党千葉県支部連合会長 元文部科学副大臣</p>	<p>9 千葉市若葉区・佐倉市・四街道市・八千代市</p> <p>あきもと 秋本まさとし</p> <p>国土交通大臣政務官 自民党青年局長</p>
<p>10 銚子市・成田市・旭市・匝瑳市・香取市・香取郡・山武郡（旧光町）</p> <p>はやし 林幹雄</p> <p>自民党幹事長代理 元経済産業大臣</p>	<p>比例名簿に登録されていないため、顔写真は掲載できません。</p> <p>2 富士吉田市・都留市・山梨市・大月市・笛吹市・上野原市・甲州市・南都留郡・北都留郡</p> <p>ほりうち（推薦）堀内のり子</p> <p>前厚生労働大臣政務官 自民党厚生労働部副会長</p>	

小選挙区 山梨県

小選挙区 神奈川県

<p>1 横浜市中区・磯子区・金沢区</p> <p>まつもと 松本純</p> <p>前防衛担当大臣 前国家公安委員会委員長</p>	<p>2 横浜市西区・南区・港南区</p> <p>すが よしひで</p> <p>内閣府副大臣 元総務大臣</p>	<p>3 横浜市鶴見区・神奈川区</p> <p>おこのぎ はちろう</p> <p>国家公安委員長・防災担当大臣 自民党神奈川県連会長</p>	<p>4 横浜市栄区・鎌倉市・逗子市・葉山町</p> <p>やまもと 山本ともひろ</p> <p>防衛副大臣 内閣府副大臣</p>	<p>5 横浜市戸塚区・泉区・瀬谷区</p> <p>さかい まなぶ</p> <p>総務副大臣・内閣府副大臣 元財務副大臣</p>
<p>7 横浜市港北区・都筑区（一部8区へ）</p> <p>すずき けいすけ</p> <p>前衆議院議員 自民党青年局長</p>	<p>8 横浜市緑区・青葉区・都筑区の一部</p> <p>みたに ひでひろ</p> <p>弁護士 選挙区支部長</p>	<p>9 川崎市多摩区・宮前区の一部・麻生区</p> <p>なかやま 中山のりひろ</p> <p>衆議院内閣・財務金融委員 党連合・交通関係団体委員長</p>	<p>10 川崎市川崎区・幸区・中原区（一部18区へ）</p> <p>たなか 田中かずのり</p> <p>元内閣府大臣政務官 元環境副大臣・財務副大臣</p>	<p>比例名簿に登録されていないため、顔写真は掲載できません。</p> <p>11 横須賀市・三浦市</p> <p>こいずみ しんじろう</p> <p>党筆頭幹事長 前農林部会長</p>
<p>14 相模原市中央区・緑区と南区の一部</p> <p>あかま じろう</p> <p>前総務副大臣 自民党政調会総務部会長</p>	<p>15 平塚市・茅ヶ崎市・大磯町・二宮町</p> <p>こうの 河野太郎</p> <p>外務大臣 元国家公安委員会</p>	<p>16 相模原市緑区と南区の一部・厚木市・伊勢原市・座間市の一部・愛甲郡</p> <p>よしい えひろゆき</p> <p>自由民主党財務金融部会長 前文部科学副大臣</p>	<p>17 小田原市・秦野市・南足柄市・足柄上郡・足柄下郡</p> <p>まさしま 牧島かれん</p> <p>元内閣府大臣政務官 （金融・地方創生・防災担当）</p>	<p>18 川崎市中原区の一部・高津区・宮前区（一部9区へ）</p> <p>やまぎわ だいちろう</p> <p>元経済産業副大臣 前自民党幹事長</p>

期日前投票

10月11日(水)から毎日が投票日です。

※最終投票日/10月22日(日)

10月22日(日)に投票できない方は、あなたの街の役所や駅前に設置される「期日前投票所」で事前に必ず投票しましょう。

最高裁判所裁判官国民審査 審査公報

神奈川県選挙管理委員会



略歴

新潟県長岡市生まれ、その後、東京都、神奈川県で過ごす。藤沢市立藤が岡中学校、神奈川県立湘南高等学校、東京大学法学部を卒業。

最高裁判所判事
小池 裕
昭和二六年七月三日生

昭和五二年 四月 判事補任官 以後、大阪地裁、横浜地裁、東京地裁、最高裁判事局、同総務局、東京地裁に勤務。
六二年 四月 判事任官 以後、東京地裁判事、最高裁総務局長、同課長、最高裁審議官を務める。
平成一六年 八月 東京地裁判事部長
一八年 一月 最高裁総務局長
二二年 七月 水戸地裁所長
二四年 三月 東京地裁判事部長
二五年 七月 東京地裁所長
二六年 四月 東京地裁所長
二七年 四月 最高裁判所判事

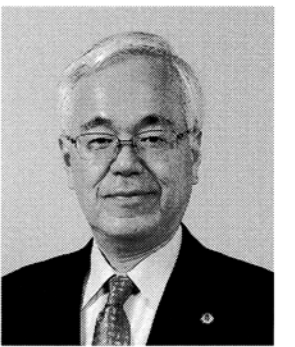
最高裁判所において関与した主要な裁判

- 一 平成二七年一月二五日 大法廷判決
平成二六年一月二四日施行の衆議院議員総選挙当時において、小選挙区選出議員の選挙区割り、前回の総選挙当時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態であったが、合理的期間内における是正がなされたとはいえず、憲法に違反するものとはいえないとした(多数意見)。
- 二 平成二七年二月一六日 大法廷判決
民法七三三條一項の規定のうち一〇〇日を超えて再婚禁止期間を設ける部分は、遅くとも平成二〇年当時において、憲法に違反するに至っていたが、立法措置をとらなかつた立法不作為は、国家賠償法上違法とはいえないとした(多数意見)。
- 三 平成二八年六月二日 第一小法廷判決
外国国家が発行した円建て債券に係る償還等請求訴訟につき、債券の管理会社は、債券の償還者のために訴訟を担当する者となることのできる(全員一致、裁判長)。
- 四 平成二八年二月八日 第一小法廷判決
判決で示す事情の下においては、飛行場の周辺住民は、騒音被害を理由として自衛隊機の運航の差止めを求める訴えを適法に提起することができるとした。
- 五 平成二八年二月九日 大法廷判決
前記飛行場における自衛隊機の運航に係る防衛大臣の権限の行使は、判決で示す事情の下においては、裁量権の範囲を超え又はその濫用とはいえず、前記差止めは認められないとした(全員一致、補足意見付加、裁判長)。
- 六 平成二九年三月一五日 大法廷判決
共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、相続開始と同時に当然に相続分に依りて分割されることではなく、遺産分割の対象となる(全員一致、補足意見付加)。

六 平成二九年三月一五日 大法廷判決
車両に使用者らの承諾なく秘かにGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握するGPS捜査は、令状がなければ行うことができないとした(全員一致)。

裁判官としての心構え

社会情勢が大きく変動し、価値観が多様化するにつれて、利害の対立、考え方の対立が厳しさを増しています。様々な対立が生み出す紛争等について、証拠に基づく実証性と法に基づく論理性をもって、検証可能な形で判断を示す裁判の果たす役割は、より重要なものになってきていると思います。常に中立公正であることを心に刻み、社会事象をできるだけ幅広くとらえ、多様な考え方の違いを受容し、正義にかなう適切な判断をすることを目指して力を尽くしたいと考えています。



略歴

山口県周南市生まれ。地元の小学校、中学校、山口県立徳山高校を経て、一橋大学法学部を卒業。

最高裁判所判事
戸倉三郎
昭和二九年八月一日日生

昭和五五年 四月 司法修習生
五七年 四月 判事補任官
大坂地裁、札幌地裁、最高裁判事局、同人事局、東京地裁において勤務。
平成 四年 四月 判事任官
東京地裁判事、司法研修所教官、広島地裁判事(部長)、広島高裁事務局長、最高裁人事局参事官、同審議官、東京地裁判事(部長)を務める。
二一年 四月 最高裁総務局長
二五年 九月 東京地裁判事
二五年一〇月 さいたま地裁所長
二六年 七月 最高裁事務局長
二八年 四月 東京地裁所長
二九年 三月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 一 平成二九年九月五日 第三小法廷決定
訴訟上の救助の決定を受けた者に支払を猶予した費用は、これを負担することとされた相手方から直接取り立てることができ、その取立てをすることができるとし、右猶予した費用に相手方の訴訟費用の負担割合を単に乘じて定めるべきものとした原審の判断には、裁判所の合理的な裁量の範囲を逸脱した違法がある(全員一致)。
- 二 平成二九年九月二日 第三小法廷決定
破産債権者が破産手続開始後に物上保証人から債権の一部の弁済を受けた場合において、破産手続開始時の債権額を基礎として計算された配当額が、当該債権の実体法上の残額を超過するときは、その超過する部分は、当該債権について配当すべきであり、物上保証人の求償権やその他の破産債権について配当すべきではない(全員一致)。
- 三 平成二九年九月二七日 大法廷判決
平成二八年七月に行われた参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に陥つたものとはいえず、議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえない(多数意見)。

裁判官としての心構え

裁判の機能は、法的紛争を、法令に基づく透明で公平な手続により適正妥当に解決することですが、近年は、様々な分野でグローバル化や価値観の多様化が進み、事実認定の場面でも法解釈の場面でも、普遍的な価値を守ることと変化に柔軟に対応することとのバランスのとりに悩む事件が増えているように思います。最高裁判所は、裁判のプロセスの最終審として個々の事件の最終結論を出すとともに、法律を担っており、就任して半年余りが経過したところですが、その職責の重さと難しさをひしひしと感じています。これまでも、独善に陥ることを戒め、広い視野と柔軟な発想を持って自分の考えを多角的に検証するよう心掛けてまいりましたが、その戒めを今一度新たに、この重い責任を全うしたいと考えています。



略歴

新潟県生まれ。東京都目黒区立鷹番小学校、東山中学校を経て東京教育大学(現・筑波大学)附属駒場高等学校を卒業。

最高裁判所判事
山口 厚
昭和二八年二月六日生

昭和五一年 三月 東京大学法学部卒業(刑法専攻)
昭和五一年 四月 東京大学法学部助手(刑法専攻)
五四年 七月 東京大学法学部助教授
平成 四年 八月 東京大学大学院法学政治学専攻助教授
二一年 五月 日本刑法学会理事
二四年 一月 司法試験委員会委員長
四月 東京大学大学院法学政治学専攻助教授
長
二五年 九月 法制審議会委員
二六年 三月 東京大学退職(現・名誉教授)
二六年 四月 早稲田大学大学院法学部助教授
二八年 八月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
二九年 一月 早稲田大学退職(現・名誉教授)
二月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 一 平成二九年三月一五日 大法廷判決
車両に使用者らの承諾なく秘かにGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握する刑事手続上の捜査であるGPS捜査は令状がなければ行うことができない強制処分である(全員一致)。
- 二 平成二九年七月二〇日 第一小法廷決定
既にした執行処分の取消し等により強制執行が目的を達せず終了した場合における執行費用の負担は、執行裁判所が、民事執行法二〇条において準用する民事訴訟法七三三條の規定に基づいて定めるべきである(全員一致)。
- 三 平成二九年七月二四日 第一小法廷判決
認定司法書士が委任者を代理して裁判外の和解契約を締結することや弁護士法七二條に違反する場合であっても、当該和解契約はその内容及び締結に至る経緯等に照らし、公序良俗違反の性質を帯びるに至るような特段の事情がない限り、無効とはならない(全員一致)。
- 四 平成二九年九月二七日 大法廷判決
平成二八年七月の参議院議員通常選挙について、当時の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、平成二七年の公職選挙法の改正により、一部の選挙区を合区して、数十年間にもわたり五倍前後で推移してきた選挙区間の人口の最大較差が二・九七倍(選挙当時の選挙区間の最大較差は三・〇八倍)にまで縮小し較差の是正が図られたこと、前記改正法の附則において、今回の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い必ず結論を得る旨が定められていることから、これをもって違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に陥つたものとはいえず、同規定が憲法に違反するに至っていたとはいえない(多数意見)。

裁判官としての心構え

経済社会の在り方、人々の意識や行動様式の在り様を反映した様々な法的問題・事件が生じており、最高裁はそれらに対して妥当・適切な解決を与えることが求められています。最高裁判事就任以来、日々このことを痛感しています。このように難しい問題・事件の法的な解決に用いるべき基準・考え方には、過去・現在・未来という時間軸の中で変わらぬ維持されるべきものと、状況の変化に応じて変えていくべきものがあり、具体的な事件の在り方に依り、それをしっかりと見定めいくことが重要です。様々な意見・考えを聞き、証拠から認められる事実を踏まえて、一つ一つ丁寧に問題・事件の解決に当たりたいと考えています。



略歴

北海道川内町の東川町生まれ。自然豊かな然別(釧路、室蘭等)で少年時代を過ごした。札幌南高校に進学し、東北大学法学部を卒業。

最高裁判所判事
菅野博之
昭和二七年七月三日生

昭和五五年 四月 判事補任官
判事任官
東京地裁、最高裁行政局、釧路地裁、同根室支部等で勤務。
平成 二年 四月 判事任官
東京地裁、札幌地裁、最高裁調査官、東京高裁を経て、再度東京地裁判事。民事通常部行政部、借地非訟・建築部、商事部(会社更生、保全部等)の部長を務める。
二四年 三月 水戸地裁所長
二六年 四月 東京地裁判事(部長)
二七年 二月 大阪地裁所長
二八年 九月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 一 平成二八年二月一九日 大法廷決定
共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、相続開始と同時に当然に相続分に依りて分割されることではなく、遺産分割の対象となる(全員一致)。
- 二 平成二九年三月一五日 大法廷判決
車両に使用者らの承諾なく秘かにGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握する刑事手続上の捜査であるGPS捜査は、令状がなければ行うことができない強制処分である(全員一致)。
- 三 平成二九年四月二六日 第二小法廷決定
行為者が侵害を予期した上で対抗行為に及んだ場合、正当防衛における侵害の急迫性の要件については、対抗行為に先行する事情を含めた行為全般の状況に照らして検討すべきであるとした上、その際の考慮要素と判断方法を示した(全員一致、裁判長)。
- 四 平成二九年七月一〇日 第二小法廷判決
特許権者が、事実上の口頭弁論終結までに訂正の再抗弁を主張しなかつたにもかかわらず、その後特許請求の範囲の訂正をすべき旨の審決等が確定したことを理由に事実上の訂正を争うことは、特段の事情がない限り、紛争の解決を不当に遅延させるものとして、許されないと(全員一致)。
- 五 平成二九年九月一五日 第二小法廷判決
教員採用試験において受験者の得点を操作するなどの不正を行った元職員等に対する求償権の一部を行使しないことは違法ではないとした原審の判断には、違法がある(全員一致、裁判長)。
- 六 平成二九年九月二七日 大法廷判決
平成二八年七月に行われた参議院議員通常選挙当時の定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に陥つたものとはいえず、右規定は、憲法に違反するに至っていたとはいえない(多数意見)。

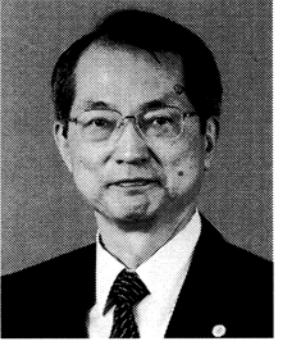
裁判官としての心構え

これまでの裁判官生活の大部分を裁判の現場で過ごしてきましたが、その経験から、裁判では、法令及び論理性とともに、誠実さと共感が大切と考えています。裁判官としての固い目線が必要ですが、それだけではなく、原告や被告等それぞれの立場に立ち、心を開いて話し合い、学んでいくことが大切です。また、多様性が増し、変化も著しい現在の社会であるからこそ、なおさら最高裁においては、意識的に多様な視点から見ることが必要となります。客観性を磨き、事件の社会的意味を多岐にわたる観点から捉え、そのために、これまでに以上に視野を広げ、人の意見を聞き、議論することを心がけながら、バランスのとれた適正な判断ができるよう努めていきたいと考えています。

平成29年10月22日執行

最高裁判所裁判官国民審査 審査公報

神奈川県選挙管理委員会



最高裁判所判事
おお なたに なお と
大谷直人
昭和二十七年六月二十三日生

略歴

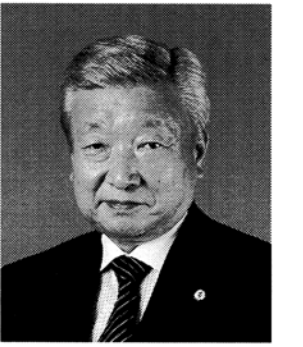
北海道赤平市で生まれ、道内（札幌市、三笠市）で過ごした後、東京に転居し、都立富士高等学校、東京大学法学部を卒業。
昭和五二年 四月 判事補任官、東京地裁、最高裁判事局、裁判所書記官研修所、富山地家裁で勤務。
六二年 四月 判事任官、最高裁判事局、司法研修所教官、最高裁判事局第一課長、東京高裁判事、東京地裁判事（部総括）、最高裁判事局兼広報課長、刑事局長、人事局長
平成二三年 一月 静岡地裁所長
二四年 三月 最高裁判事局長
二六年 七月 大阪高裁判事局長
二七年 二月 最高裁判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二七年一月二五日 大法廷判決
平成二六年二月四日施行の衆議院議員総選挙について、小選挙区選出議員の選挙区割り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえず、公職選挙法の規定が憲法一四一条一項等に違反するものというとはできないとした（多数意見）
二 平成二七年二月一六日 大法廷判決
民法七三三一条一項の規定のうち一〇〇日を超えて再婚禁止期間を設ける部分は、平成二〇年当時において、憲法一四一条一項、二四一条二項に違反するに至っていたとした（多数意見、補足意見付加）
三 平成二七年二月一六日 大法廷判決
「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と規定する民法七五〇条は、憲法一三一条、一四一条一項、二四一条に違反しないとした（多数意見）
四 平成二八年五月二五日 第一小法廷決定
ガス抜き配管内で結露水が滞留してメタンガスが漏出したことによつて生じた温泉施設の爆発事故について、建設会社の設計担当者には、結露水の水抜き作業の必要性に関する情報を施設の発注会社の担当者に確実に説明し、事故の発生を防止すべき業務上の注意義務があったとして、業務上過失致死傷罪の成立を認めたと（全員一致、補足意見付加、裁判長）
五 平成二九年三月一五日 大法廷判決
車両を使用者らの承諾なく秘かにGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握するGPS捜査は、個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着することによつて、意思に反してその私的領域に侵入する捜査手法であり、裁判官の令状がなければ行うことができない処分であるとした（全員一致）
六 平成二九年九月二七日 大法廷判決
平成二八年七月一〇日施行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至っていたといふことはできないとした（多数意見）

裁判官としての心構え

最高裁判にはさまざまな紛争についての不服が申し立てられ、どの事件も最終的な決着が求められます。社会的に影響の大きな事件、先例がなく新判断が求められている事件も少なくありません。最高裁判の職に就いて以来、その責任の重さを感じてきました。予断を持たずに事件に取り組み、判決等で具体的な理由を示すに当たっては、最終審として当事者双方に説明責任を果たす内容となるよう、力を尽くしていきたいと思っております。



最高裁判所判事
き さわ かつ ゆき
木澤克之
昭和二六年八月二七日生

略歴

東京都新宿区において家庭金物卸売業の家庭の三男として生まれ育ち、同区立鶴巻小学校、私立立教中学校を経て、同立教高校を卒業。
昭和四九年 三月 立教大学法学部卒業
五〇年 四月 司法修習生
五二年 四月 弁護士登録（東京弁護士会）
五三年 一月 新宿区法律相談担当弁護士
一六年 四月 立教大学法科大学院教授
二〇年 四月 東京弁護士会司法修習委員会委員長
二一年一〇月 法務省人権擁護委員
二三年一月 新宿区区民の声委員会委員（苦情処理機関・第三者委員会）
二八年 七月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二八年二月一五日 第一小法廷判決
学校、児童福祉施設等の敷地から二〇〇m以内の区域における風俗案内所の営業を禁止し、違反者に対して刑罰を科することを定めた京都府風俗案内所の規制に関する条例三一条一項、一六一条一項の各規定は、憲法二二一条一項に違反するものではなく、また、風俗案内所の外部等に、接待風俗営業に従事する者を表示する図画等を表示することを禁止した同条例七条二号の規定は、憲法二二一条一項に違反するものではないとした（全員一致、裁判長）
二 平成二八年二月一九日 第一小法廷判決
地方税法施行令附則六条の一七第二項にいう居住の用に供するために独立的に区画された部分が一〇〇以上ある共同住宅等に当たるか否かは、一棟の共同住宅等ごとに判断すべきものであるとして、これと異なる判断をした高裁判決を破棄して自判した（全員一致、裁判長）
三 平成二八年二月一九日 大法廷決定
共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものとし、従前の判例は変更すべきであり、これと異なる判断をした高裁判決を破棄して差し戻した（全員一致、補足意見付加）
四 平成二九年四月六日 第一小法廷判決
じん肺管理区分が管理一に該当する旨の決定を受けた常時粉じん作業に従事する労働者等が当該決定の取消訴訟の係属中に死亡した場合、当該訴訟は、当該労働者等の死亡によつて当然に終了するものではなく、労働者災害補償保険法二一条一項所定の遺族においてこれを承継すべきものとし、これと異なる判断をした高裁判決を破棄して差し戻した（全員一致）
五 平成二九年九月二七日 大法廷判決
平成二八年七月に行われた参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不均衡状態にあったものといえず、議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえないとした（多数意見）

裁判官としての心構え

約四〇年間、弁護士の活動から培った経験や市民感覚を踏まえ、弁護士出身の裁判官であることの自覚と誇りを持って、正義と公平に適い、かつ、健全な社会常識に導く法律の解釈・適用に努めていきたいと考えています。
最高裁判所判事に就任して約一年三か月経過しました。最終審としての判断の重さを更に自覚し、一つ一つの事件に謙虚に向き合い、よりよい判断・解決のため誠実に職務を果たしていく覚悟です。



最高裁判所判事
はやし けい いち
林景一
昭和二六年二月八日生

略歴

山口県徳山市（現周南市）生まれ。父の仕事の関係により大阪で育ち、市立島屋小学校、市立天王寺中学校、府立天王寺高等学校を卒業。
昭和四九年 三月 京都大学法学部卒業
四月 外務省入省
米国立スタンフォード大学にて研修（政治学修士）後、シンガポール、ソ連、米国の各日本国大使館に勤務し、アジア局南東アジア第二課長、条約局条約課長、在英日本国大使館公使、北米局参事官、条約局審議官を経て、条約局長（後に国際法局長）
平成一四年 九月 駐アイルランド特命全權大使
一七年 八月 外務大臣官房長
二〇年 一月 内閣官房副長官補
二二年 二月 在英日本国大使館特命全權公使
二三年 一月 駐英特命全權大使
二九年 四月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二九年九月二日 第三小法廷決定
信用保証協会が、金融機関が会社に対して行った融資について保証したが、同会社が破産したため代位弁済し、その後、破産手続開始後に物上保証人（自己所有の不動産を破産者の債務の担保として提供した者）から債権の一部の弁済を受けた。このような場合に破産債権者の配当をどのようにすべきかについては、従来から破産法の解釈上争いがあったが、この決定では、破産手続開始の時に当該債権の額として確定したものを基礎として配当額を計算したものが当該債権の実体法上の残額を超過したときは、その超過する部分は、当該債権について配当すべきであり、物上保証人の求償権やその他の破産債権について配当すべきではないとの判断を示した（全員一致）
二 平成二九年九月二七日 大法廷判決
多数意見は、平成二八年七月に行われた参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不均衡状態（違憲状態）にあったものといえず、議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえないとした。これに対し、一人一票の原則及び投票価値の平等原則（その追求は国際標準であり国際的潮流でもある）に照らした場合、較差が約三倍に達する状態につき違憲状態を脱したとまでは評価を明言することはためらわれないため、多数意見には完全には与することができないとした上で、同選挙までの間に違憲状態の解消がなされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるとはいえず、国会において、引き続き、投票価値の平等原則の重みを十分に踏まえ、平成三一年の通常選挙に向けて較差縮小のプロセスが継続されることを期待するとの意見を付した。

裁判官としての心構え

最終審である最高裁判所の判事としての重大な責任をいつも心に留め、世界の中の日本という視点を踏まえながら、公平公正な裁判のため、平成二八年六月まで四二年間外交に携わった行政官としての経験を少しでも活かしていきたいと思っております。これまで世界のいろいろな場所に住み、いろいろな人と出会い、いろいろな体験をする中で、人生は「一期一会」の気持を持って、常に誠心誠意努めることが大事だと思っています。

投票日

10月22日(日)

投票は18歳からできます。

投票時間

午前7時から

午後8時まで

平成29年10月22日執行

衆議院議員総選挙 結果調
最高裁判所裁判官国民審査

発行日 2018年(平成30年)7月

発行・編集

逗子市選挙管理委員会